

第百十八回国會議院農林水産委員会會議録第二一号

平成二年三月二十九日(木曜日)

午前十時九分開会

委員の異動

三月二十七日

大瀧 絹子君

補欠選任

菅野 久光君

出席者は左のとおり。

委員長 仲川 幸男君

理事

大浜 方榮君

北 修二君

上野 雄文君

村沢 牧君

井上 哲夫君

委員

青木 幹雄君

鎌田 要人君

鈴木 貞敏君

高木 正明君

成瀬 守重君

初村 滝一郎君

本村 和喜君

一井 淳治君

菅野 久光君

谷本 綱君

細谷 昭雄君

三上 隆雄君

猪熊 重二君

刈田 貞子君

林 紀子君

橋本 孝一郎君

喜屋武 眞榮君

星野 朋市君

衆議院議員

大原 一三君

山本 富雄君

大原 重信君

野沢 達夫君

大塚 清次郎君

鶴岡 俊彦君

川合 淳二君

片桐 久雄君

松山 光治君

鷲野 宏君

西尾 敏彦君

浜口 義晴君

豊 滋君

京谷 昭夫君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

衆議院議員

大原 一三君

山本 富雄君

大原 重信君

野沢 達夫君

大塚 清次郎君

鶴岡 俊彦君

川合 淳二君

片桐 久雄君

松山 光治君

鷲野 宏君

西尾 敏彦君

浜口 義晴君

豊 滋君

京谷 昭夫君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

衆議院議員

大原 一三君

山本 富雄君

大原 重信君

野沢 達夫君

大塚 清次郎君

鶴岡 俊彦君

川合 淳二君

片桐 久雄君

松山 光治君

鷲野 宏君

西尾 敏彦君

浜口 義晴君

豊 滋君

京谷 昭夫君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

衆議院議員

大原 一三君

山本 富雄君

大原 重信君

野沢 達夫君

大塚 清次郎君

鶴岡 俊彦君

川合 淳二君

片桐 久雄君

松山 光治君

鷲野 宏君

西尾 敏彦君

浜口 義晴君

豊 滋君

京谷 昭夫君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

衆議院議員

大原 一三君

山本 富雄君

大原 重信君

野沢 達夫君

大塚 清次郎君

鶴岡 俊彦君

川合 淳二君

片桐 久雄君

松山 光治君

鷲野 宏君

西尾 敏彦君

浜口 義晴君

豊 滋君

京谷 昭夫君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

衆議院議員

大原 一三君

山本 富雄君

大原 重信君

野沢 達夫君

大塚 清次郎君

鶴岡 俊彦君

川合 淳二君

片桐 久雄君

松山 光治君

鷲野 宏君

西尾 敏彦君

浜口 義晴君

豊 滋君

京谷 昭夫君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

衆議院議員

大原 一三君

山本 富雄君

大原 重信君

野沢 達夫君

大塚 清次郎君

鶴岡 俊彦君

川合 淳二君

片桐 久雄君

松山 光治君

鷲野 宏君

西尾 敏彦君

浜口 義晴君

豊 滋君

京谷 昭夫君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

衆議院議員

大原 一三君

山本 富雄君

大原 重信君

野沢 達夫君

大塚 清次郎君

鶴岡 俊彦君

川合 淳二君

片桐 久雄君

松山 光治君

鷲野 宏君

西尾 敏彦君

浜口 義晴君

豊 滋君

京谷 昭夫君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

片岡 光君

衆議院議員

大原 一三君

山本 富雄君

大原 重信君

野沢 達夫君

大塚 清次郎君

鶴岡 俊彦君</

様な水田農業と水田利用の展開、効率的な生産単位の形成、地域輪作農法の一層の推進に重点を置いて実施します。また、この後期対策とも関連させて、米の消費拡大対策を強化します。

さらに、土地利用型農作物である稲、麦、大豆について、生産性向上指針を策定し、その実現に向けて各種対策を集中的、計画的に実施します。畜産につきましては、来年四月からの牛肉の輸入自由化に備え、肉用牛生産などの生産性向上に重点を置いて、総合的な対策を推進してまいります。

かんきつ等につきましても、国際化の進展などに対応し、生産、流通及び加工の全般にわたる対策を実施してまいります。

第三は、条件が不利な中山間地域を初めとする農山漁村の活性化対策であります。

活力ある地域社会の維持と国土の均衡ある発展を図る観点から、地域の特性を生かした農林水産業の振興、農村地域への工業等の導入などによる就業機会の確保を図るとともに、生活環境の整備、都市との交流などを推進し、地域の活性化に努めるほか、中山間地域の活性化のための新しい資金を創設します。

第四は、技術の開発、普及を推進することです。

農林水産業や食品産業における生産の飛躍的向上と多様な消費者ニーズに対応した付加価値の高い食品の生産を実現するため、バイオテクノロジーなど基礎的、先導的技術の開発、普及を推進します。

第五は、健康的で豊かな食生活の保障と、食品産業などの振興についてであります。

高品質で安全な食品に対する志向の高まりなど、多様化する消費者ニーズに対応できるよう、総合的な消費者対策を推進するとともに、日本型食生活の定着に努めてまいります。

食糧管理制度につきましては、昨年六月に農政審議会から御報告いただいた「今後の米政策及び米管理の方向」に沿って、需給及び価格の安定を

図るといふ食糧管理制度の基本的役割を堅持し、条件整備を図りつつ、逐次具体的施策を展開してまいります。現在、自主流通米について、需給動向や品質評価を価格に的確に反映させるための「価格形成の場」についての検討を行っており、可及的速やかに結論を得たいと考えております。また、食品産業などの関連産業につきましても、その体質と経営基盤の強化を図るため、技術対策、原料対策などを総合的に推進します。

このほか、以上申し上げた各般の施策に即して各種制度資金の内容を充実させるとともに、農業災害補償制度の円滑な運営を図ります。

次に、林業の振興についてであります。林業につきましても、来るべき国産材時代に向けて、林業生産基盤の整備、担い手の育成、流通体制の整備などにより、外材との競争に耐え得る生産性の高い林業の確立と木材産業の体質強化に努めてまいります。また、水資源の涵養、国土保全、レクリエーションの場の提供など国民の多様な要請にこたえ、質の高い森林の保全整備とその総合利用を推進します。

国有林野事業につきましては、昭和六十二年に改定強化した改善計画に基づき自主的改善努力の徹底を図りつつ、経営健全化のための検討を進めます。

次に、水産業の振興についてであります。

我が国水産業の健全な発展と国民のニーズに対応した水産物の安定的供給を図るため、漁業生産基盤の整備、つくり育てる漁業の推進などにより、我が国周辺水域の漁業振興に努めてまいります。また、沿岸漁業の推進の中核となる漁業協同組合の経営基盤の強化と水産物需給の安定に努めてまいります。

さらに、国際漁業に関する規制強化の動きに対応して、操業の確保に努めるとともに、国際漁業の計画的かつ円滑な再編整備を推進してまいります。

このほか、国産農林水産物の輸出促進を図るため、海外市場調査、輸出戦略の確立、生産条件の

整備を推進します。また、熱帯林の減少、砂漠化の進行、地球の温暖化など地球規模の環境問題に対処するための調査、研究を充実するとともに、農林水産業に関する国際協力を通じ、積極的に世界に貢献していく考えであります。

以上のような農林水産施策を推進するため、平成二年度の農林水産予算の編成に際しましては、九〇年代の農林水産政策の基礎を形づくるものとして、十分に意を尽くしたところであります。また、施策の展開に伴って必要となる法制の整備につきましても、今後、当委員会の場におきまして、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

最後に、農産物貿易問題について申し上げます。

現在ガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて農業交渉が進められておりますが、昨年中に主要国の提案が出そろい、本年末の期限に向けて、これから交渉が本格化する段階にあります。我が国としては、世界最大の農産物純輸入国としての立場から、食料の安全保障などに十分配慮した新しい農産物貿易ルールの策定に向けて、積極的な努力していく考えであります。

米につきましては、我が国における米及び稲作の格別の重要性にかんがみ、国会における御決議などの趣旨を体し、今後とも国内産で自給するとの基本的な方針で対処してまいります。

以上、所信の一端を申し述べた次第であります。私は、来るべき二十一世紀に向け、信頼される農林水産行政を確立し、農林水産業者、特に若い人たちが、誇りと希望を持って農林水産業に取り組めるよう、全力を尽くしてまいります。

今後とも、農林水産業者を初め広く関係各方面の声に十分耳を傾けながら、政策を推進していきたいと考えておりますので、委員各位の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(仲川幸男君) 以上で所信の聴取を終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(仲川幸男君) 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案、山村振興法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

順次趣旨説明を聴取いたします。山本農林水産大臣。

○国務大臣(山本富雄君) 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

砂糖の価格安定等に関する法律は、変動する国際糖価の影響を緩和して国内糖価の安定を図るとともに、国内産糖と輸入糖との価格調整を行うことにより、甘味資源作物の保護育成と国民生活の安定を図ることを目的として、昭和四十年に制定されたものであります。

その後、経済成長の中で砂糖の需要は順調に伸び、昭和五十年ごろまでは、輸入糖も増加傾向を続けてまいりましたが、昭和五十年代半ばに、でん粉を原料とする甘味料である異性化糖が出現し、砂糖との代替が急速に進んだため、輸入糖の単位当たりの負担が急増し、糖価安定制度の円滑な運営が危ぶまれる事態となりました。このため、昭和五十七年に本法を改正して、国内産異性化糖を蜜系砂糖類価格安定事業団の売買の対象とし、砂糖との価格調整を行うこととしたところであります。

これらの価格調整措置を通じ、これまで、国内糖価の安定と甘味資源作物の安定的生産の確保に努めてきたところであります。

このような中で、昭和六十三年七月の日米協議により、異性化糖あるいは砂糖と他の糖とを混合した糖類について、平成二年四月一日から輸入数量の制限を撤廃することが決定されたところであります。

政府といたしましては、輸入自由化に伴う国内糖価への悪影響を防止し、糖価安定制度の円滑な

運営を確保するため、輸入数量制限が撤廃されるこれらの糖について、輸入糖や国内産異性化糖と同様、事業団の売買の対象とすることにより、その価格調整を図るための措置等を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、輸入される砂糖と他の糖とを混合した糖を事業団の売買の対象に追加することであり、これらの混合糖につきましては、輸入糖と同様の一定の場合に事業団による売買を行うことにより、これに含まれる砂糖分について価格調整を行うこととしております。また、この場合の売買差額は、砂糖の含有率に応じて輸入糖の場合と同様の方法により算出される額としております。

第二に、輸入される異性化糖及び異性化糖と他の糖とを混合した糖を事業団の売買の対象に追加することであり、輸入されるこれらの糖につきましても、国内産異性化糖と同様の一定の場合に事業団による売買を行うことにより、砂糖との価格調整を行うこととしております。また、この場合の売買差額は、輸入される異性化糖については、国内産異性化糖と同様の方法により算出される額とするとともに、輸入される異性化糖と他の糖とを混合した糖については、異性化糖の含有率に応じた額としております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(仲川幸男君) 次に、発議者衆議院議員大原二三君。

○衆議院議員(大原二三君) ただいま議題となりました山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

昭和四十年に制定された山村振興法に基づく山村の振興対策につきましては、昭和五十年及び六十年の法改正を経て今日まで、産業基盤や生活環

境などの地域格差の是正を図ることを目的とした各般にわたる施策が推進され、一定の成果を上げてきているところであり、山村の現状は依然として他の地域との格差が解消されず、また、若年層を中心とする人口の減少がなお続くなど極めて厳しいものがあります。

今後、土地条件の制約等から総じて生産条件が不利な山村地域について、その活性化を図っていくためには、個別の農林漁業経営の改善に加え、地域における就業の改善と生活環境の整備を進めていくことが必要であり、このため、生産基盤の整備等の施策とあわせ、地元農林水産物の加工の増進、担い手の定住化促進のための生活環境の整備等多様な事業を展開していくことが緊要な課題となつていくのであります。

また、これらの事業を円滑かつ効果的に推進していくためには、地域を挙げての積極的な取り組みに期待されるところが大きく、最近では、農業協同組合等の法人による実施も増加してきていることから、これらの資金需要にこたえ、その取り組みを促進していくことが必要となつております。

このような実情にかんがみまして、農林漁業金融公庫資金に設けられております振興山村・過疎地域経営改善資金について、貸し付けの相手方及び貸付対象事業の追加を行い、山村地域の農林漁業の振興、地域の活性化の推進に資することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、改正の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、本資金の貸し付けの相手方として、農林漁業者の組織する法人を加えることとしたしました。

第二に、貸付対象事業として、農林漁業者の共同利用施設の造成等を加え、これにより、従来の農林漁業の経営改善から生活環境の整備、森林レクリエーション等まで対象を広げることとしたしました。

以上が山村振興法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(仲川幸男君) 両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(仲川幸男君) 農林水産政策に関する調査のうち、畜産物の価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○菅野久光君 まず質問に入る前に、このたび山本大臣、御就任本当におめでとうございます。また、農林水産大臣が参議院から出られたというのは初めてだということで、この大変な時期にしかも大変な状況にある農林水産業、大臣も今の所信の中で述べられておりますが、「来るべき二十一世紀に向け、信頼される農林水産行政を確立し、農林水産業者、特に若い人たちが、誇りと希望を持って農林水産業に取り組めるよう、全力を尽くしてまいります。」この所信、私は本当に今のことが求められているときではないかというふうに思います。このことにかかわつては政府・与党だけじゃなくて、今政治にかかわっている私たちに課せられている大事な任務ではないかというふうに思つて、私もまた農林水産委員会の一員としてぜひこういうふうな方向に向けて取り組んでいきたいと、そのように思つておまして、そのことをまず申し上げておきたいと思ひます。

昨夜から何かけさにかけて、政府・与党でかなりいろんな論議を闘わされ、けさ私もも資料としていただいた中で、保証価格が二・六%減、七十七円七十五銭、限度数量が五万トン増の二百三十五万トンというふうなことで、きょう酪農部会が開かれますが、その数字で諮問されるというところになるだろうというふうに思います。そんなことがありますが、それはそれといたしまして、今回の畜産価格の問題について、昨年は参議院選挙、そしてこゝしは衆議院選挙という国政選挙が半年

ばかりの間に続けてあつたわけで、それぞれ農業の問題については、それぞれの議員がそれぞれの立場で国民に対して公約をしてきているというふうな状況などもあるわけであり、私は、この数字を見まして非常にこれで農政不信が起きなければいいかなという思いをしながら、どうしてこういうことになるのかなという観点でこれから質問を申し上げたいというふうに思います。

いろいろ今までの新聞論調などを見ていきますと、北海道での生乳の生産費が約五・八%下がつてきているというところから、引き下げの方向で作業が進められているというふうな報道されておりました。あらかじめそういうことで世論をつくっていくということもあつたのかどうかは別にして、私も事前に何度か関係者と話をしている中で、まず引き下げが前提ですべての作業がなされているというふうなことを感じまして、これは大変な問題ではないかというふうに思つてまいりました。平成二年度からのアイスクリームの自由化や三年度からの牛肉の自由化、そして依然として解決されない酪農家の負債問題等、酪農経営をめぐる厳しい情勢を考えたときに、平成二年度の加工原料乳の価格は酪農経営の安定に十分配慮して、再生産、所得の確保が図られるように適正に決定することがどうしても必要だというふうに考えてまいりました。そして、生産費が下がったから価格を下げる、こういう何というのですか、生産現場の実態を無視した機械的な算定方式による価格決定は、これはもう断じて私は許されたいというふうに思ふんです。

そこで、加工原料乳の価格が据え置かれた昨年に比べて最近の酪農をめぐる情勢はどのように変化してきたのか、この価格の引き下げを可能とする素地があるのかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。答えはなるべく簡潔にお願いいたします。

○説明員(武智敏夫君) お答えいたします。

酪農のその後の状況でございますが、流通飼料費ですとかあるいは労賃単価ですとか、あるいは

資本利子とか、そういったものは上昇いたしておりますけれども、例えば頭数規模ですとかあるいは一頭当たりの乳量ですとか、そういったものはかなりよくなっております。逆にまた、副産物であります子牛価格につきましても、その後もかなりの高水準で推移いたしております。そういうこともございまして、トータルで、先ほど先生お話しございましたとおり、生産費が五・八％下がったというような状況でございます。

○菅野久光君 大体言われていることは私も承知しておりますが、今言われたように、副産物であります子牛価格は高値で安定している、あるいは一農家当たりの飼育頭数がふえた、そして一頭当たりの乳量もふえた、こんなことが主因だということなことでありますが、しかしこのうちの子牛価格の高値安定については、子牛価格というのはそもそも、今は高値安定ですけれども、これは大幅に変動するものだということをやはり考えておかなければならぬというふうに思っています。今の高値安定がいつまで続くか、それは保証できないわけでしょう。そして、先ほど申し上げましたが、平成三年度から牛肉が自由化される、こういうことによって子牛価格の低落は必至です、私はそう思うんです。したがって、子牛価格の異常高値で生産費が下がったから加工原料乳価格を下げたよということ、私は断じて言えないと思うんです。価格算定に当たっては、来るべき自由化後の事態まで踏まえて適正に評価すべきではないかというふうに思っています。

ですから、保証価格の価格算定に当たっては、やはり何とんでも牛乳なんです。こんな変動の激しい子牛価格、それがいいからというところが、この価格引き下げの算定の大きな私には要因だと思えます。例えば搾乳牛一頭当たり五十八年まで調べたところでは、粗収益が六十二万四千円。その内訳は、大きいのは牛乳がもちろん五十六万四千円でありまして、子牛が当時は三万七千円だったんですね。それが五年たつて六十三年を調べますと、粗収益が一頭当たり六十七万六千円、そのう

ち牛乳で得たものが五十六万六千円と、これはもう価格引き下げによってもわずか二千円しか上がっていないんです。ところが子牛が八万七千円、五万円で上がっているんですよ。こんな状況になっているということも踏まえて、先ほど言ったような要因で価格を引き下げたという、そういう算定の仕方というのはおかしいのではないかとこのうに思っています、いかがでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 昨年の場合も、御承知のように九・八％生産費が下がったわけでございます。そのときも子牛がかなり高くなっておったわけでございます。それをいろいろ自由化も決定したことであるということも調整いたしまして、ある程度下がらざるを得ないというふうな見通しをいたしたわけでございますけれども、その後は必ずしも子牛は、子牛といいますが、ぬれ子は下がりませんで、むしろ上がりだということ、一時これは紆余曲折はございますけれども、トータルで見ますと下がっていないというふうなことになるのでございまして、そんなこともまたことしの五・八％の下げにも要因いたしておると思っております。

先生御指摘のようなことで、我々も、来年から自由化されますので少なくとも今のまいくというふうには思っております。そこで一定の調整を加えて、ぬれ子につきましては修正をいたしまして、再生産可能なというように調整いたしたつもりでございます。

○菅野久光君 再生産が可能だと。これは変動するわけですから、私は非常に危険な要素を算定の中に加えているということ、これは指摘せざるを得ません。

次に、一農家当たりの飼育頭数をふやして一頭当たりの作業労働時間を短縮すること、あるいは一頭当たりの搾乳量の増加による生産性の向上が、これが生産費の引き下げの要因となっているようでありまして、この生産性の向上は、酪農家が内外価格差を縮小して国際的にも胸の張れる酪農にするために一生懸命努力してきたそのたまたま

のなんですね。しかしながら、酪農家が一生懸命努力して生産性を向上させれば、それがそのまま生産費の引き下げになってくる、そのまま価格引き下げの要因になっていってしまうという、これは酪農家の努力は全く報われないのではないのでしょうか。酪農家の努力を評価して生産性向上のメリットというものが酪農家にも還元されるような、そういうことといたうものをこの乳価の決定に当たって考えるべきではないかというふうに思っています、その点はいかがですか。

○説明員(武智敏夫君) 御承知のとおり、従来からの加工原料乳の保証価格につきましては、北海道におきます牛乳の生産費をもとにいたしまして、直近の物価修正をする、あるいは家族労働費につきましては飼育労働の家族労働費でございますが、それ等につきまして評価をを行うというような手法でやってきたわけでございます。その結果、先ほどお話ししたとおり二・六％の下げというふうになっておるわけでございますが、生産費調査では五・八％の下げというふうなことになるのであります。乳量の調整なりあるいはぬれ子価格の調整というふうなことで、農家の方々が努力した部分、これはもちろん努力した部分とぬれ子みだいに他律的な部分もございすけれども、努力した部分等につきましては全部を価格で吸収するのではなくて、当然に一部は農家にも還元するというふうな我々は考えております。

○菅野久光君 それでまた、価格の引き下げになってきて幾らかはメリットは還元しているというふうなことが言われますが、それでは私は、酪農家の人たちは納得できないというふうに思っています。乳量アップをするということは大変な努力の中でやっていくわけですね。これは当然のことながら乳牛に悪影響を与えております。近年、乳牛の更新の期間が短くなつてきています、このように乳量アップは、すなわち乳牛の償却費のアップにつながっているわけですね。だから、乳量アップによって生産費が下がる、だから加工原料乳価

格を下げてよいということとは言えないというふうなふうに思いますが、その償却費、言えば今まで一年で一産だったものが一年三カ月なり四カ月なりで一産ですね。そんな状況になっているということ、が今回の算定に当たって十分考慮されているのかどうか、お伺いしたいと思っております。

○説明員(武智敏夫君) 乳量アップにつきましては二つのことが言えると思うんですが、一つは、要は通常の状態といいますが、牛の能力を発揮するということな形で乳量アップが行われる場合と、それからこれは個々の酪農経営で事情は違ふと思いますけれども、先生御指摘のようなかなり無理をして、耐用年数を縮めてまで乳量アップをさせるというふうな二つのケースが考えられると思います。それで、前段のような意味で牛の能力を発揮させるというふうな意味での乳量アップの場合には、これはコストの低減につながると思えます。それから後者のようないわゆる耐用年数を縮めてまで乳量アップをするというふうな場合には、これはむしろ償却費が上がるというふうなふうに思っております。

○菅野久光君 いやだから、乳量をかかなり北海道なんかの場合でも上げているわけですね。そういうことによつて来る乳牛の償却費、そういうものが今度の算定に当たっても十分考慮されているかどうか、いるのであれば考慮されている、いなかったらいい、あるいは十分でないんだら十分でないとか、その辺簡単にはつきり答えてください。

○説明員(武智敏夫君) 乳牛の償却費につきましては、物価修正いたしまして当然にカウントいたしております。

○菅野久光君 十分にカウントしているかどうか、その辺のところまでは明確には今答えがわからないわけですが、それはまた別な機会にいろいろ議論をしたいというふうに思います。いつも、この乳価の算定に当たって問題になるのは労賃の問題ですね。家族労働の評価についてであります、現状では飼育家族労働、それから、

昨年から初めて認められた企画管理労働、これについては北海道の製造業五人以上規模労賃で評価をする。自給飼料生産労働については生乳生産費に使用されている農村雇用労賃で評価しているという事で、同じ人間が仕事をしているのに自給飼料生産労働だけは低い賃金で評価をしているんですね。これはどんな理由によるものですか。

○説明員(武智敏夫君) これは毎年、昨年もまた先生と御議論いたしたわけでございますけれども、いわゆる飼育家族労働につきましては、酪農が周年拘束的であるというような非常な特殊なものであるというようなことにかんがみまして、いわゆる北海道におきます五人以上の製造業の労賃で特別に評価しておると我々思っております。

それに対して、いわゆる飼育労働につきましては、米以外の一般の農産物の価格も同じように算定いたしておるわけでございますけれども、いわゆる北海道におきます農村雇用労賃を採用いたしております。この農村雇用労賃と申しますのは、北海道におきます製造業ですとかあるいは建設業ですとか、あるいは運輸・通信業ですとか、農業とか、漁業とか、水産業とかそういった六業種全体の平均でございますので、いわば北海道の平均的な、まさに農村における平均的な賃金という事でございますので、それを用いまして飼料作労働に当てはめておるわけでございます。

○菅野久光君 北海道の製造業五人以上規模労賃、これを一応評価の基準にしているわけですね。これを出しているところはどこですか、この出所を明らかにしてください。

○説明員(武智敏夫君) 労働省の毎月勤労統計でございます。

○菅野久光君 それは間違いございませんか。

○説明員(武智敏夫君) ベースのデータがそうでございます。ただ、北海道におきましてはいわゆる五人以上というのはとっておりませんので、一部三十人以上というところから推計をいたしております。

○菅野久光君 じゃ、今言っているのと違うじゃ

ないですか、労働省の毎勤統計から出している。でたためですよ、それは。あなたたちがそう言っているから、だから労働省で私は調べたんですよ。そうしたら北海道の五人以上の毎勤統計なんかとっていないじゃないですか。ことしの一月からですよ。今までずっとそういうことを言ってきたんですよ。

○説明員(武智敏夫君) 私が言いましたのは、間違っております。私が言いたいと思っておりますが、労働省の毎月勤労統計の北海道は三十人以上しかございません。そこで、全国の五人以上がございまして、それをまた修正しまして北海道における五人以上を推定いたしまして出しておるわけでございまして、やはりベースは北海道の毎月勤労統計からでございます。

○菅野久光君 五人以上規模の労働省の毎勤統計からだ、こういうふうに今まで言ってきたわけですから、それは当然あるものだと思つて私も調べた。そうしたらないんですよ。だから、あくまでもこれは推計でしょう。推計だということですね、今の答弁ね。それは私が質問しなかったらそういうことになつてないんだ、これは。やつと労働省も北海道の統計資料、ことし一月からこれをやることになったということなんです。だから、三十人規模以上ということから推計したということですから、今まで言ってきたことは間違いであつたということだけは、これははっきり確認をしておきますよ。いいですね。推計ということを書いてないんだから、今まではですよ。

○説明員(武智敏夫君) 毎月勤労統計からとっておりましては事実でございますが、御指摘のように北海道におきましては五人以上はなくて、三十人以上しかなかったということは先生がおっしゃるとおりでございます。

○菅野久光君 そうですね、私もそのことは確認をいたしております。推計ですから、これは正確には当たつてないということは言えるというふう

に思ふんです。それから、この毎勤統計の中で、六月だとかあ

るいは十二月に手当が出ますね。こういう手当の分なんかはどのように考えておられるんでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 手当等につきましては入っております。

○菅野久光君 手当を入れて、そして推計したものがあの賃金なんですね。そうですか、それではやはり低くなるのは私は当然だと思ふに思ふんです。北海道の経済状況は余りよくはないけれども、しかし全国と、こで言われているようなそれほどの違いは私はないと思つてゐるんですよ。それはまた別な機会にやります。

労働組合は今賃上げのシーズンですね。この賃上げ分についてはどのような取り扱いをするんですか。

○説明員(武智敏夫君) 先ほども申しましたとおり、乳価の決定におきましては去年のベースにいたしまして、直近の物価で修正することにいたしております。その場合に、えさのように例へば六月にどうなるというふうな事実上わかつておるものにつきましては全部加味することにいたしておりますけれども、例へば春闘というようなこと上がることは上がると思ひますけれども、どういふふうに上がるか具体的にまだ決まつてないものにつきましては、従来からそれはカウントしないということになつておまして、一年おくれで入つてくるというふうなことになるかと申します。

○菅野久光君 先ほどの労賃も、あくまでも推計でということと低く抑えているというふうには私は言わざるを得ません。それから、今お話ししましたように、労働者は賃上げで、賃上げしたらこの四月一日から賃上げ分をもらうわけですね。しかし、この算定に当たつては直近の三カ月だから十一、十二、一ぐらいでしょうか、そのぐらいのところですね。そうすると、この算定に当たつては一年おくれの労働者の賃金、それをベースにしてこれが算定されるということなんです。これじゃ農家の人たちは大変じゃないでしょうか、おかしいんじゃないでしょうか。

もちろん、どれだけ上がるかということ推計せいと言つてもそれは推計はできないかもしれない。しかし、そういうものがある程度見込まなければ、農家の人たちは普通の——普通のと言つたら悪いんですが、ほかの労働者よりも低い生活で我慢しないといふことになるわけですよ、それでしよう。(少なくとも生産性向上分は全部入れるべきだよ)と呼ぶ者あり。今お話ししましたように、そこで生産性向上分はそのうちの幾らかしか見ないといふことですから、これは算定が低くなるのが当然ではないかというふうには私は思ふんです。例へば、一時間当たり今のような算定で五百円低く算定したとすれば、農家の手取り、まあ年に二千時間として一人百万手取りが少なくなるということなんです。そういう状況に農家の人たちは置かれていゝことをもつとやっぱり考えてもらわなきゃいかんじゃないか。

しかも、先ほど言いましたように、自給飼料生産にかかわる労賃については特に低い労賃で見ているわけですから、これじゃやっぱり価格を下げるためにそういう数字をつくり、はじき出してゐる、つくり出していると言つた方が正確じゃないでしょうか。そういうふうには思わざるを得ないんですよ。そうじゃないでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) おっしゃいますように、労賃の場合にはそういうことも一方では言えようかと思ひますが、逆に例へば乳量なんかですと毎年向上いたしておりますけれども、これはカウントいたしていないわけでございますし、あるいは労働時間等もだんだん短くなつておるわけでございますが、これも入れてないわけでございます。したがしまして、入れておるものと、入れておるものといひますか、すべて先のわからないものについては入れておらないといふことでございまして、それが乳価に及ぼす影響は確かにプラスに働くものとマイナスに働くものと両方あるわけでございますので、そこは両方をとんとんといひますか、押しなべて言つと、そこはお互いにわからないから、プラスもマイナスも全体の中で調整し

ておるといふような考え方に立っております。

○菅野久光君 全体の中で調整する、その調整の仕方が、前提がやっぱり内外価格差なるもの、何というか、名前を冠して引き下げるための要素に使っているのじゃないかというふうに私は農家の人たちが思うのは当たり前だと思うんです。

そこで、生産費の調査なんです、統計情報部長来ていますね。どういう階層、A、B、C、Dという階層がありますが、その階層別にきちっとなっているのかどうか、その辺統計のとり方、調査比のとり方、それをお答えください。

○説明員(海野研一君) 私ども生乳の生産費調査の対象農家の場合には、規模別ないし地域別にできるだけ、何といいますが、均等にサンプルが配分されてそれによって全体の、いわば統計誤差が出ないようになっていることではあります。したがって、まず頭数規模別に配分をしています。次に、各統計情報事務所に配分をしているというところで、その中で無作為にということではございまして、いわゆる借金が少くないことによって、何といいますが、特にバランスを考慮した選定は行っておりません。

○菅野久光君 本当に無作為でやっておられるように今答弁されましたが、私はそれはうそだと。いやうそだなんて言ったら悪いんですが、そういうことにはなっておらず。そういうふうにし上げざるを得ないんです。それは一年間でしよう。一年間の統計調査をするというのが無差別で、無作為で抽出して頼んで本当にやってもうええですか。まあ答弁があるなら言ってください。

○説明員(海野研一君) 確かに、農家の記帳協力というものがだんだん難しくなっております。それで、断られた場合にはその名簿の次の人に頼むというような格好で、ですから当初、全くさいころを振って決めたところがそのまま引き受けてくれるという実態にはございません。

○菅野久光君 調査を頼めるところというのは、私の感覚で言えばやっぱりBの上かせてAの下か、そのぐらいの階層のところではなかったら、一

年間とても記帳に協力するなんというふうなことになっていかないのではないかと私は思うんです。だから、そこから出てくる生産費というのは当然低くなるのは私は当たり前だと思うんです。だから、そういうところから出た生産費、しかしB階層もある、C階層、D階層とある、そのところをどう補正するのかという作業がなされるのであれば私はまだ納得できるわけ。だけどA、B、C、D、それぞれの階層から規模別、頭数別ということを出しましたというところでいくんだら私はそれは納得できない、そう思うんですが、どうですか。

○説明員(海野研一君) 生産費調査、これあくまでも記帳調査でございまして、そういう意味で、確かにおっしゃるようには記帳に協力をされる農家とされない農家で、生産費の差というものが何らかの有意差があるということはあり得るかと思うんですが、ただある意味じゃ、それを補正するというにはまたこれ記帳に頼らなきゃならないというふうなことがございまして、私どもこれまで何十年間、他の作物もそうでございまして、けれどもともかく同じ規模なり、地域なりの類型に入るところで記帳をしていただけたという農家の数字を出してまいったわけでございます。

○菅野久光君 ですから、非常に私は難しいと思うんですが、この生産費の調査も、それは私はわかりません。先ほど言いましたように、やっぱり記帳に協力できる農家というのは、それなりに施設なり何なりがよいところではなかったらこれは協力できないんです。その生産費調査をもとにして、そして価格算定をするということになれば、じゃC階層、D階層の人たちは一体どうなるんじやということにならざるを得ない私は思っているんです。A階層とかあるいはBの上階層、それが全体のどのぐらいの割合なのかということは、私はまだ数字はつかんでおりませんけれども、しかし実態はそういうことにもなるんです。

だから、農家の人たちはみんな笑っていますよ。ああ、あそこで調査されたんだったらい数字が出てくるのは当たり前だと。そういう中でいかにももつともらしく、もつともらしくやらなかったらこれは説明できませんから。でも、そのところも今のようないまの状況で踏まえて、そういうところも一応配慮してやってくれているのかというふうな、納得できるようなそういうことにしないといはだめだと思ふんです。先ほどの五人以上規模のやつなら北海道やてないのに、それををもとにしてやりましたんというふうなことできたって、今もうみんな真剣ですよ、自分たちの経営をどうやって守るかということで本当にみんな酪農家の皆さん真剣です。

だから、あなたたちがこういうことを言っているば皆さん方何とか納得するだろうなんて思ってたって、私の今質問しているようなことは、私が調べたものもありますけれども、農家の皆さん方からそれはいろいろ聞いておいて言っているんですよ。だから農家の皆さんの声だ、生産者の声だということでもしかり受けておいてもらわねえ、この委員会の中だけでやっているから委員会の中だけの話だなんて思ってもらったら大きな間違いです。そのことをしっかりと踏まえてもらいたいというふうに思います。

時間が私は十五分までということで、大分予定をしておいたものがたくさんあるんですが、防衛庁来ていますか。――来ていますね。防衛庁の問題ちょっとやりましょう、先に。

北海道の別海町で陸上自衛隊の矢臼別大演習場があるんですが、そこで砲撃騒音によって、演習場周辺地区で乳牛が過敏になって乳量が低下するという酪農被害が生じている。町は、平成二年度の予算に騒音振動調査費として二百五十万円を計上して、酪農被害の本格的な実態調査を行うことにしている。政府は、この矢臼別大演習場周辺地区の酪農被害についてどのように把握されておるか。そしてまた、現在民間施設の騒音基準としては、飛行機の離発着の基準があるだけで砲撃騒音についての基準はないわけですね。このまま砲撃騒音を放置すれば、演習場周辺地区の酪農家の

経営及び生活にゆゆしい事態が生ずる。したがって、政府はこの砲撃騒音についても基準を設けて、酪農被害解消のために積極的に取り組むべきだというふうに思うんですが、防衛施設庁としていかがお考えでしょうか。

○政府委員(大原重信君) お答え申し上げます。今までの、全国的にも砲撃音による騒音の苦情をちょうだいしたことはあるわけでございますが、酪農被害補償についてお申し出を受けたという事例はございません。また、その補償につきましても事例はないわけでございます。当庁としては、砲撃による騒音につきましましては、周辺整備法によりまして、学校防音あるいは病院の防音等、被害を受けていらっしゃる方々に誠心誠意対応いたしているところでございますが、砲撃による影響につきましては航空機騒音、これとは異なりまして学術上もかなり研究が進んでいないというふうなことでございまして、当庁としては、まず基礎的な事項について把握するべく勉強したいというふうに考えております。

○菅野久光君 よく現地調査をして、そして政府としてもやっぱりやり得ることをできるだけ誠意を持って対応してもらいたいということをこの機会に、私から要請しておきたいというふうに思います。

引き続きまして、内外価格差の問題です。乳価の問題だけではなくて、農畜産物すべてにかかわって内外価格差の問題が非常に重要な問題になってきている。それで、内外価格差というのは生産者の段階での内外価格差なのか、それとも消費者価格の段階での内外価格差を言っているのか、そのどちらかもうそのなか。それについて見解をお聞かせください。

○説明員(武智敏夫君) 例えば牛乳、乳製品の場合でございますと、バターですとか脱脂の製品の場合が一つでございますし、当然製品をつくるためには原料の生乳が要るわけでございますので、その生乳の内外価格差という両方だと思っております。

得て、休みをちゃんと取っていつているという状況などもあるわけですね。そういうような状況なども踏まえながら、これだけはひとつ何としても制度化の方向で努力をしてみたいというふうに思います。

この問題について、最後に大臣から私がやりとりしたことを含めた感想を聞きたいと思いが、もう一つもう時間がございませぬから私の方から申し上げたいのは、農家負債の問題なんです。

役所の人に聞きますと、農家の負債の問題についてはもう統計でも預金の方が多くて負債なんか少ないですよ、それこそ数字が物を言っているんですというように言われるんですが、現実にはそうじゃない。やはり現場を知らない人が言っているんだなというふうに思わざるを得ません。

先日農部のある方が来られて話をされたのは、五十六年度に負債整理対策資金が導入された時点で、二百十六戸の酪農家がいて全部で負債が四十六億六千九百万円あった。一戸平均二千六百一十一万。現在は平成二年二月二十八日で調べたところでは、戸数が百五十八戸に減った、そして四十六億六千九百万円が元金で四十四億六百万、約二億六千万程度、元金は約十年で二億六千万ぐらしか減らないわけですよ。一戸平均にすると逆にふえて二千七百八十八万ということなんです。

ですから、いろいろ言われているように補助金をくれとは言わない。しかし、長期の低利の資金をぜひ考えてもらいたい。言われているのは五十年二分ということなんです、それを考えてもらえば本当に欧米にも、今の経営だけでいけば欧米並み、EC並みのあればありますから、元金返済の負担が減れば、もう十分にやっつけけるというように状況にあることも踏まえてこれから考えてもらいたいというふうに思うんです。

最後に、大臣から感想などを含めてお答えいただいて私の質問を終わります。

○委員長退席、理事北修二君着席

○国務大臣(山本富雄君) お答えいたします。

菅野先生から各般にわたってのお話がございます。

ました。傾聴しておりました。生産者の生の声を体されて、しかも数字も駆使されまして一々ごもつともだなどというふうに個人的には考えることが非常に多いわけでございます。

試算値ですね、これは本部の方に出してあります。おりますが、御指摘のとおり確かに二・六％価格の面で下げたということでございます。限度数量では五万トンほどふやしたということなどもございます。これは二・六％マイナスしたについてはその後の、生産費を初めとして数字だとか客観情勢とか先生さまさまざまな御指摘ございましたけれども、農林水産省としてはきちんと理屈をつけて、そしてまたいろいろな情勢も勘案して出した苦心の策だと、私もはそういうふうに思っております。ただ、これで本当に生産者が十分満足できるのかという気持ちも実は私の中になかなかあります。

そこで、先ほど出たヘルパーの問題ですね、これ私非常に大事だと思っております。ですから、制度問題を含めて先生からいろいろ御指摘がございまして、まだそこまで実は詰まっております。おりませんが、この問題はどうしても前向きで検討するようにということで私の方からお願いをしております。もちろん金が大変ですから金の問題からいいますけれども、金だけで済むことではないというふうに思っておりますので、先生のせつかくの御提案を十分踏まえまして、これからしっかりと勉強してもらい、そしていい形でこれが実りますように努力をしてみたい、こういうふうに考えております。

いろいろありがとうございました。

○谷本義君 今菅野委員から酪農問題を中心に質問がありましたので、私は牛肉問題を中心に若干の御尋ねをしてみたいと思います。

きょう、大臣から所信表明がありました、三月二十六日の当委員会で大変重要なあいつに大変強い関心を持って聞かせていただきました。大臣が言われたのは、農業は国の基だ、そし

て日本は高温多湿の国で、山間地あり、中山間部あり、平野部もあるという条件は決して不利な条件ではないと強調されながら、日本は消費水準の高い国内市場に恵まれていることを強調されました。そして、その中でそうした自然条件とすぐれた生産者、この能力をどう伸ばしていくのか、それができるならば農業の将来は決して暗いことはないと言われましてね。そのとおりです。

そこで伺いたいのは、一月の十九日に閣議決定されました「農産物の需要と生産の長期見通し」、この問題で伺ってまいりたいと存じます。これを見てまいりますと、牛肉の需要は十年後には百五十一から百七十三万トンになるであろうことが言われております。十五年後はどういふことになるかという、おおむね二百万トンというところで倍増という消費が見込まれるわけですね。大幅な需要が見込まれる唯一の作目が肉牛だといつても過言ではなからうと存じます。つまり、大臣の言う消費市場に恵まれた最たるものが牛肉だということになります。ところが、閣議決定されたこの見通しを見てみますと、自給率は大変残念ながら四四％のものが四九％に下がるとされております。牛肉生産の見通しについて伺いたいです。

○国務大臣(山本富雄君) 数字の問題に對しましては後ほどまた、これは先生専門家であらうと存じますから審議官の方からお話をいたしますが、今お話しのとおり、私の今後の農政に対する考え方を申し上げたいと存じます。私、そう思っております。今のようなお話を基本にして農政を展開していく、そして生産者にとっても頑張らましようというふうに働きかけ、勇気を持って新時代を切り開いていこうと、こういう話をしたわけでございます。

その中で、確かに今先生御指摘のとおり、牛肉は非常に有力だと、有望だというふうに私自身も思っております。百五十一から百七十三万トン、十年で八割増だと、十五年たてば倍増するとい

この需要が片やあるわけですね。それでこの生産の方を見ますと、十二年度に今の百五十一ないし百七十三にバランスする数字というのは七十九万トンなんだと、こういうことなんです。しかし、今から見ますとこれ約四割増強なんです。そういうふうな我々の方では進めていくという考え方をこの数字で示しておるということでございます。

基本的にはやはりこれからのいよいよ国際化、自由化ということになってきますので、コストの問題が非常に問題だということですからコストをできるだけ引き下げていく必要はない。それから、この長期的な視点に立つて肉用牛の将来というものを考えていかなくちゃならない。それにはやはり新技術をどうやって駆使してやっていくか、そしてこれを普及し推進することによって牛肉の将来というものをより上げていこうと、こういうふうなこの長期見通しでは述べられておる。私も、この線に沿って仕事を進めていくことにしたい、こう思っております。

○谷本義君 この見通しを見てみますと、飼養頭数の場合で言いますと、昭和六十二年二百六十五万頭、平成十二年二百六十二万頭、頭数になると昭和五十年対六十年の飼養頭数の伸びはどの程度であったか、私数字をきちんと調べておりませんが私の記憶によりますと、多分間違いなからうと思っております。今後、十年の伸びが過去の実績を大幅に上回るという見通しになっておるわけでありすが、その主要な根拠は何なのか、端的にひとつお答えいただきたいのです。

○説明員(武智敏夫君) おっしゃいましたとおり、昭和五十年の総飼養頭数は百九十一万頭でございましたが、六十二年、この長期見通しの基準年には二百六十五万頭になっております。ちょっと率は別でございます。要は、肉用牛の場合にはこれも先生の方が詳しいわけでございますが、当然に肉専用種と酪農から出てきます方の乳

用種がございます。このトータルが、結果といたしまして先ほど言いました四百二十万頭になるわけでございます。肉専用種が現在の百六十一万頭を二百七十万頭に持っていきたい。これは我々といいますが、牛肉の需要が伸びるわけでございますので、伸びる需要に国内で何とか意欲的に伸ばしていきたいというようになり意欲も入っておりますが、伸ばしていきたいということでございます。

それに対して酪農の方は、やはり牛乳の生産といいますが、乳製品の需要といいますが、要は牛乳、乳製品の需要からの拘束といいますが、当然そういうサイドがございます。したがって、そちらの方につきましては、基準年に百三万頭が目標準年次では百四十二万頭ということで四割ぐらひの伸び、これを見込んでおります。

肉専用種につきましては、これは最大限といいますが、国内で非常ないい肉でございますので、国内でできまして最大限活用する。一部御承知のようなことでいろいろ肉専用種の雌につきましても、そのまま屠殺されたりいたしておるわけでございますが、例えばそういうのは一産取りをやるといふこととすとか、あるいは現在はやや少しずつふえておるわけでございますが、いわゆる乳用種に肉専用種の黒牛をかけまして、そこから出てきたものを肉として供給するといふようなこと。あるいはまた、そのF₁をさらにまた肉専用種をかけましてF₂Xをつくってやっていくといふようなことと非常に強健にもなりますし、酪農を活用していわゆる肉の生産ができる。あるいはまた後ほど出てこようかと思いますが、いわゆる新しい技術で受精卵移植というふうなことが最近ずっと、まだ普及の段階まで至っておりませんけれども、かなり技術的に確立いたしてきております。したがって、受精卵移植を用いてふやしていきたいということでございます。

○谷本議員 そうですと、この大幅な過去の実績値を上回るような大幅な伸びを見たというの

は、主たる要因というのは技術的展望、これが中

○説明員(武智敏夫君) 幾つか要素がございますが、一つはおっしゃいましたとおり、技術的展望でございます。いわゆる受精卵移植等によりまして双子生産等の新技術でございますとか、それからあるいは交雑種の利用ですとか、あるいは一産取り、それからもう一つは生産技術のレベルアップ、そういったもの、それからもう一つは飼料基盤に立脚した肉用牛経営の安定的な規模拡大という四つぐらいでございます。

○谷本議員 そこで伺いたいのは、輸入自由化の影響を織り込んでいくのかないのかということでございます。平成五年までの関税率は既に決まっておりますけれども、六年以降の関税率というのは、これはウルグアイ・ラウンドでどう決まっていくかという問題もありましよう。そういう関税率が今後どのように推移していくのか、その辺のところを見込んでいくのかないのか。

さらにはまた輸入牛肉ですね、これは乳雄の場合と品質的には近いと言われておるわけでありまして、輸出する側でも日本向きの品質改善などを図る努力がされておるわけでありまして、そういったようなことなどを織り込んでいくのかどうか。さらにはまた、和牛とまじく競合する開発輸入ですね。そういったようなものなどもどの程度織り込んでいくのか、その種のファクターがどのように織り込まれていくのか、そのところを伺っておきたい。

○説明員(武智敏夫君) 一応牛肉につきましては織り込んでおります。それから関税率につきましても御承知のようなことで、七、六、五というようなことで、その後につきましては、我々としては五〇%で頑張りたいというようなことで考えております。

○谷本議員 そうですと、輸入自由化の影響というのをはきちと計算されたものではないわけですね。

(理事北修二君退席、委員長着席)

○説明員(武智敏夫君) いわゆる輸入自由化の影響につきましては、輸入量というふうな形で見込んでおります。先ほど、御指摘のような自給率が下がりますのも当然というふうなことの結果でございます。一応平成十二年度におきましては、輸入量が七十二万トンないし九十四万トンというようなことで見込んでおります。

○谷本議員 結局、お話を伺ってみますという技術的展望というのが中心になって、それにまた今御答弁にありますが意欲的なものが入っているというお話でございますが、言うなれば、目標的な数値であって確たるものではないが、目標が多いというふうな思われるのであります。そんな状況の中で今後貿易市場における牛肉の需給動向、これがどんなふうになっていくのか、その見通しのことについて若干伺っておきたいと思っております。

昭和四十八年でありましたか、世界の食糧危機になりましたのは、あの場合の主たる要因というのはソビエトの不作というのが引き金になったのが、背景にあったのは東ヨーロッパの畜産消費の伸びというものであります。そういう状況を踏まえながら最近の状況を見ても、そういうと、新興工業国の畜産消費の伸び、これは東ヨーロッパの人口をはるかに上回る畜産消費の伸びというところになってくるわけですが、そういう状況があり、そしてまた東ヨーロッパ、ソ連などでも畜産消費が伸びておるとされております。

また、アメリカにしましても、日本に牛肉を買ってこれというのを言っておりますけれども、アメリカ自身が牛肉の輸入国でもある、自給率は九三%ということですね。アメリカでも所得格差が解消されていくということになりますという、ハンバーグステーキを食べておられる皆さんが、ビーフステーキに移っていくのではないかと、たような話等々もありまして、そういう状況になつてきたら、アメリカは牛肉の輸出国にはならないだろうというお話等々も既に出ておるわけがあります。

こうした消費の問題とともにもう一つの大きな問題は、もうこれ以上地球上の森林をつぶして畑にすることはできないと、環境上の問題から、そういうふうにならざるを得ないという問題から、人口の増加問題などを加えてみますという、牛肉の貿易市場に出回る数量というのは決して明るいものではないかと存じます。しかも、牛肉市場に出回ってまいります牛肉の貿易量というのは、生産量で比べてみますと、麦などに比べますと非常に少ないわけですね。そんな状況等々を踏まえまして、牛肉についてはいつでも好きなだけ輸出できる時代ではなくていくと思うのだが、当局はどのように見ておられるか伺いたい。

○説明員(武智敏夫君) 今お話しございましたように、牛肉、日本人に比べて例えばアメリカ人は七倍ぐらい食べておるといふようなことでございますが、非常に国によって食べ方は違っております。全体的には、世界全体の消費量は大体近年横ばいしないし微増というふうなことでございまして、それに対して、世界の生産でございますけれども、いわゆる需要量を現時点では若干上回る水準というふうなことでございまして、牛肉全体としては、今のところはまあ安定した状況で推移いたしております。ただ、牛肉の場合には、いわゆる牛肉を生産した国で消費するといふような傾向が強いというふうなこともございまして、全体の生産量に占める貿易量は非常に小さいというところで、先生御指摘のようないわゆるこれらの貿易関係につきましては十分留意していかなきやいかぬと思っております。

特に、牛肉の場合にはいわゆる口蹄疫の汚染国と汚染国でないということがございまして、日本の場合には汚染国でないわけでございますので、取引しましても汚染国からはできなくて非汚染国からでないといかぬというふうな制約もございまして、そういう意味におきまして、世界的にもかかり注意しておかなきゃならないというふうな思っております。

○谷本議員 そうですと、安易な外国依存というのはいくら許されぬ状況になっていくだろうというふうにとらえてよからうと思います。豊かな食生活を保障していくのは、長期見通しが示しておりますような自給率の維持というのが言われれば最低だと、こんなふうに出てよいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 先ほど申しましたとおり、来年の四月から牛肉が自由化されるわけでございまして、世界全体の需給は今言ったようなことでございまして、現時点だけで見ますと、例えばアメリカにつきましてはアメリカ人は今年三十五キロぐらい食べておるわけでございまして、ややホワイトミートといいますが、いわゆるプロライヤーの方に最近少し移りつつございまして、そんなことでアメリカの牛肉事情は、関係者はやや悲観的になっておるというふうなこともございまして、それからオーストラリアも現時点では輸出余力もございまして、したがって、来年自由化した際には、そこは当然に今後ふえていかざるを得ないというふうに出ております。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、国内で需要があるわけでございまして、需要に見合せて国内生産はやっていかぬといかぬということ、一応幅で示しておりますけれども、いわゆる五〇%前後というふうなところで何とか頑張りたいというふうに出ておるわけでございまして。

○谷本議員 ところで、長期見通しの自給率を維持していくということからいいますと、生産を支えるのは、大臣が言われましたように人でありまして、食肉生産の農家の最近の動向はどういう状況にあるのか、端的に申し上げますと、借金でやめられない人たちが頑張っているという感じがございましてありますが、そういう状況が今強くなつてきております。

養豚農家で言いますと、二、三十頭飼育の養豚農家が残っているところはまだ結構あるのですが、大体ことしいばいにはほとんどやめてしまふであろうというのが私どもが聞く大方

の声であります。農協などに申ししても、このままにしておくとどうとどん赤字がふえて、借金の取り立てをやるのができなくなっていくから、今のうちやめたらどうなんだといったような判断をなさる例もまた多いようであります。

それなら、和牛の方はどうかというところになってまいりますと、和牛の生産農家は、十年ほど前に価格の暴落で倒産騒ぎをしたといったような経験を目の当たりに見てきておる人たちが多いためでありまして、調子のいい時期に手を引くのがいいのではないかとといったような判断が強く出ておるところであります。人を確保するのにはどうしたらいいのか、やっぱ積極的に、大臣がこの間所信表明されたような、あつた考え方に基づいて大胆な施策を打ち出していくことが大事だろうと思つております。

そこで、まず大臣に伺いたい第一点は、大臣が言われるように、地域の条件を生かしながら畜産を伸ばしていくというふうな点でございます。と、畜産の場合にはもう一つの問題としてありますのは、それぞれの地域に見合った牛の導入あるいはまた牛の開発、これが大事になってまいります。この点について、大臣自身力を入れるお考えがあるかどうか伺つておきたい。

○国務大臣(山本富雄君) もちろん力を入れていきたいと思つております。

○谷本議員 それから、もう一つの問題は資金問題であります。畜産をやるには多額の資金を必要とします。

そこで、二つほどお考えを伺つておきたいのでありますが、その一つは、そのために大臣が力を入れるというお考えがあるかどうか、これが一つ。それから二つ目の問題は、中身に少々関連した問題であります。どうもこれまで補助事業、これが多かったのですが、率直に申し上げますと、補助事業は使う農家にとって制約が余りにも大きい、そして農家の発想が生かされぬ、こういう不満が少なくないのであります。加えて、行政設計で過剰投資を強いられために、それが負債累積

の要因になったという例も数多くあるのであります。こうして見てみますと、そうした補助事業に力を入れるということよりも、むしろ例えば無利子ないしは超低利といひましようか、それで長期資金といったようなものの希望が強いのであります。こうした点の実現について、大臣が検討される用意があるかどうか、これを伺つておきたいのです。

○説明員(武智敏夫君) 金融につきましては、まさに農林漁業金融公庫資金等系統資金があるわけでございまして、いろいろそれによって肥育牛の導入ですとかあるいは機械、施設の導入が図られておるわけでございまして。特に畜産の場合には、今先生御指摘のいわゆる無利子の資金で、農業改良資金の中に無利子の畜産振興資金というのを持っております。これは毎年二百三十億円の枠を持っております。これを何とかもつと使つていただくようにしたいというふうに出ております。特にそういうふうな観点もございまして、いろいろメニューがあるわけでございまして、平成元年度からは、いわゆる産肉能力にすぐれた肥育素牛の導入に要する経費なんかも、その中で見ていくというふうな形にしておりますし、これから必要等がありますれば検討させていただきたいというふうに出ております。

○谷本議員 そうしますと、私がお願ひ申し上げましたような、農家の発想が生かされるような自由に使える利子の低いもので長期のもの、これを積極的にふやしていくといひますか、伸ばしていくというか、そういう努力をされる用意があるということでございますか。

○説明員(武智敏夫君) 畜産振興資金、これは無利子の資金、ちよつと年次は忘れましたが、数年前に導入したわけでございまして、まだ必ずしも十分使われていないというふうな問題もございまして。したがって、我々としてはこれは最大限使つていただきます、もしも足りなくなればそれはまた努力するというところでやりたいというふうに出ております。

○谷本議員 その点をお願いしておきます。続きまして、国内生産を伸ばしていくのにはもう一つの問題としてえさの問題があります。牛肉というのは、未来水効にわたつていつても好きなだけ安いものが手に入る時代ではなくなつていくという展望などからいひますと、やはり国内での飼料生産を考えていかなきゃならぬと存じます。

大臣が言われた高温多湿の国とは飼料生産から見たらどういふ意味なのか。これは、やはり草木の繁茂が非常に率が高いということであつて、日本で言ひますと、いいところとすると年四回草を刈ることができるといふようなところもございまして。外国の例と比べてみますと非常にこの点は日本は恵まれた国だと言つてもよいでありましようし、さらにまた穀物の単収にしましても、力の入れよう、技術研究のいかによつては伸びる可能性というのはいまだあるというふうに出ておると思ひます。

そういう条件をどう生かすかということがさしずめ問題になってくるのであります。農政審の需給見通し小委員会に配付された資料、「食料自給率について」といふやつを拝見いたしますと、うと、大臣のそういう発想とは全く逆なことに書いていない、残念ながら。端的に申し上げますと、書いてあることは、飼料の国内生産は割合になつてしまふので畜産利用には無理であると、びしと言ひ切つておるわけですね。さらにはまた、差額補てんをやるということになつてくるといふと、膨大な財政資金を伴うということとを挙げ、さらにはまた、土地面積にも限界があると、いったやうなことを述べているだけでありまして。つまり自然条件の有利を生かす姿勢が全くないのであります。この点について、大臣の所見を承りたい。

○国務大臣(山本富雄君) 農政審のことは先生よく御存じのとおりでございます。しかし、今まで議論してきたやうに、やっぱ国内産の肉をこれから大いに我々が積極的に、今私申し上げたとお

り力を入れていきますという私の考え方を、これから農政の中でどうやって生かしていくか。結局、乳の牛にしても、肉の牛にしてもやっぱり草地です。草地造成というものを中心にして経営体制の改善とか規模拡大、あるいは既耕地における飼料作物の作付の拡大とか、あるいは草地開発というものをもう少し計画的に開発を各地各所で進めてみるとか、あるいは飼料作物の生産性の向上、いろいろございます。

いずれにしても、低コストで生産ができなければこれからはますます難しい状況になりますので、それを旨としながら、粗飼料の自給率を高めていくということに私は重点を置いて指導していきたい、こう考えております。

○谷本議員 努力を期待しております。

同時に大臣、もう一つの問題があるのではないのでしょうか。それは水田の活用ということであり、一月二十五日の日本経済新聞の東北版に出ておいた記事なのでありますが、次のようなものが紹介されておりました。それは、東北電力の原町研究所が東北大学の星川教授の指導を受けながら米の単収、これは十アール当たり一万キロと書いてありましたが、の収量を実現させてアルコールが飼料化して販売をするという計画、これが紹介されておりました。なるほど、民間段階でやることはやるなというのが率直に申し上げて私の感想であります。この星川教授はスイートソルガムの研究を、十年ほど前になりましたが、その研究畑で十アール当たり二万三千キロの収量を実現したといったようなことをやられた方でありまして、大臣の言う日本の自然条件を生かした一つの例だと言っているのではないのでしょうか。

減反面積八十万ヘクタールをどう活用するかというの、これはいろいろ議論のあるところでありまして、この議論は後日に譲るといたしますが、例えば農林水産省の中でも東北農業試験場ですとか、あそこでは水田活用の研究をいろいろしておられるような話も聞いております。大臣の言ったこと、あれを理念とか夢というならば、これを

れを実現していくというのは、これは政治家の使命でありますから、大臣が言われたことはもうぜひひとつ実現するためにやっていたいただきたいと思うのです。

しかも、牛肉市場はこれから先、米と匹敵するような市場になっていくようなことなのでありますから、そうした牛肉生産を伸ばしていく上でも飼料生産、粗飼料だけではなくて、もう一つ水田利用の問題についてもひとつ積極的に検討していく意思があるかどうか、これの所見を承っておきたいと思っております。

○国務大臣(山本寛雄君) ただいまの先生のお話は、初めて私聞きました。裏面でございまして申しわけございませんが、大変いい話だと思っております。よく勉強させていただきます。

○谷本議員 次に、飼料問題からもう一つの肉牛生産のコストの大宗を占める素牛問題について伺いたいと思っております。

やっぱり素牛問題、国内生産をどう伸ばしていくかというのが基本に据えられなければなりません。日本の国土の七〇％は山林であって、四十万ヘクタールの薪炭林はいわば荒れほうだいの状況になっておるところであります。これをやっぱり活用していくことが大事なことではないでしょうか。私もよく知っています例を幾つか、時間がありませんので詳しく紹介することはできませんけれども、そういう山間地にあつて谷地田の減反田、これを牧草地にしながら民間放牧をやつてうまくいっている例といったものも幾つかあるのであります。素牛生産についても、そうした山林活用の林間放牧で子牛生産、これを伸ばしていくことにはないかと私は思います。国有林問題については、利用関係でいろいろ難しい問題等々も承知の上でお願いしておきたいのでありますが、その点についてまず一つ要望申し上げておきたいのです。それから二つ目の問題、素牛価格水準ですね、これをどうするかということについては既に一定のものを示しているところでありまして、

が、どうも私にとつてはこれは不満でならぬのであります。輸入自由化がされていった場合にどういう事態が生じてくるか、これははかりがたい点が多くあるのであります。ともかくも実勢価格は下がっていくことが予測されておるところであります。しかも、今輸入肉はかなり倉庫の中に眠っておる、これがいつダンピングという状況になるのかどうなのか、そうした不安材料もありますし、それからまた自由化がされますという、大体一年ないし二年間ぐらいというのは外国の資本も乗り込んできて、言うならば市場競争激的な状況が起る場合もあり得るといったようなことなども見ておかなければならぬと思っております。

そうしますと、最悪の場合には牛肉価格がかなり急落するという場合もなしとしない、一時的現象でありましようが、そういったような場合もなしとしないような感じがしてならないのであります。実勢価格が下がるということで生産費が下がるということは、これはイコールじゃありませんから、そこで子牛価格について一定の支えをしなきゃならぬ。これについては今のあり方はどうもやっぱり不安でならない。生産費をベースとした子牛安定価格、これが実現できるようなものを考えていく必要があるのではないかと、思うがいかがでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 来年度の自由化に際しまして、ことしの四月から肉用子牛につきまして補助金制度ができるわけでございまして、その案をきのう食肉部会に諮問いたしましたわけでございまして、例の三千万四千円でございます。現在は生産費から出しておりませんけれども、これは畜産振興審議会の小委員会をつくつてもらつていろいろ議論をしております。

その中で、現在の統計情報部がやっております生産費そのものはいろんな事情でとりにくいけれども、これは各自充実してもらいまして、現実的に使えるような数字になりますか、例えば酪農よりも労働時間が多いというような数字になっておりますので、そういったことじゃなくて、十分に使える

ようなデータに拡充してもらおう。そういうようなことを踏まえながら、現在の、今回やりましたのは需給実勢方式ということをやつておるんですから、これも自由化して何年かたちますと、そのままだでは採用できなくなりますので、そういった意味で生産費の積み上げによるようなことも今後課題として検討していかなきゃいかぬというふう

に思っております。

○谷本議員 それから、もう一つは素牛の輸入問題があるのですが、肥育農家に言わせましようという、肉の方を輸入自由化するのならば、素牛についても自由に買い付けすることができるようなものにならぬのかどうかといったような声が少なくありません。この点についてはどのようにしていくつもりなのか伺つておきたい。

○説明員(武智敏夫君) 今までは、国内の肉用子牛に及ぼす影響というようなことも考慮いたしまして、いろいろやつてきておたわけでございまして、ただ、日本の国内の子牛の値段が高いものですから、外国の素牛を入れますと国内で肥育したいというような要望が非常に強かつたことは事実でございます。我々それなりに、当然これは動物検疫を日本にきた場合に受けなきゃならぬものですから、これが日本で現在十五カ所だったのですから、これが日本に現存十五カ所だったのですから、全国的にあるわけでございまして、この収容能力に限界がございまして、現在定員も毎年十名ずつぐらいでございまして、この四年ぐらいふやしてきてもらつておりますし、例えば来年度から北海道にも動物検疫施設をつくるというふうなことで、施設もあるいは人的にも拡充いたしておりますが、またまた、そういった意味ではまだ限界があるというふうな面でございます。貿易そのものは自由化されております。

○谷本議員 今の御答弁には、もう少し私の意見があるのですが、時間がなくなつてしまいました。

次に、最後ということになりますようか、価格について若干伺つておきたいのです。

大臣の言われる人の確保と能力の引き出し、こ

れをやっていくのは、農家にとって食べる所得の確保ができるということが前提に据えられなければならない。ところが、大変残念であります。畜産物価格連年引き下げという状況が続いてまいりました。ことしの場合について言いますと、牛肉がマイナス一％でしたか、それから加工乳がマイナス二・六％というように、またさぞ引き下げということでありま。こういうことを繰り返していきま。長期見通しの実現だ。これは不可能な状況になつてくるのじゃないかと思つてなりません。

そこで、ことしの価格問題について若干大臣の所見を承りたいのでありますが、例えば加工用の原料乳にしても、牛肉もそうでありま。過去の数字を基礎にして算定されるわけですね。そうして、これから一年の価格を決めるというふうな算定の仕方になつておるのでありますが、どうもことしはそういう算定のあり方について若干の矛盾が生じておるのではないかと思つてなりません。

といいますのは、これまで畜産農業が小康の状況と言つておつた、それを支えていた要因がほとんどこれから逆転的な状況になつていくということが見通されるからであります。例えばえさは安い状況が続いてたが、値上がりしてきてきたという状況がその一つでありま。牛乳の場合で言うと、昨年の脱脂粉乳の相次ぐ輸入で市場がかなり需給緩和されてきた、肉にしても輸入肉はだぶついておるといったような状況。さらにはまた、来年の四月以降開発牛肉がどの程度入ってくるのか、そうした問題等々があるし、それにまた、これまでぬれ子が高かつたというのが値下がりして転じ始めてきたという状況が既に生じつつあるわけでありま。

そうであつてみるならば、過去の生産費だけにこだわつた算定のあり方であつてはならないと思ふのであります。戦後の農産物価格形成、インフレの時期などには価格の見直しをやつたこともあ

るし、追加払いをやつてきたこともありま。そういう変動要因が多い状況が見通される場合は、必ずしも過去の算定要素だけにこだわつたような算定じゃないやり方をしてきておるのでありま。ことしの場合にはまさしくそういうふうな年になつておるのでありま。それから、算定方式だけにこだわらぬ、いわば政策価格としての政治判断的な要素が加えられてしかるべきだと思ふのであります。その点について、大臣の配慮をお願いしたいのであります。大臣いかがでありましようか。

○説明員(武智敏夫君) ことしの三月の価格につきましては、昨日食肉関係につきましては諮問いたしてありますし、それから乳価につきましても、きょう酪農部会を開いていただきまして諮問いたしております。その審議会の意見も踏まえまして最終的には決めたいというふうにしてあります。

○谷本義君 大臣から答弁いただけたいのは残念であります。大臣ひとつお願いをしてあります。よ、その点は。最後に、これは負債の問題は時間がなくなりま。したので、牛肉輸入に関連する若干の問題について伺つておきたいと思ひます。

ECの場合は、アメリカの牛肉について、成長ホルモンの使用を国内でもやめると同時に、アメリカ牛肉についても成長ホルモンを使つたものについては輸入を禁止するというような措置に出るわけでありま。アメリカがそれはけしからぬといつてこぶしを振り上げておるといふ話も伺つておるのであります。その辺の状況がどんな状況になつておるかということが一つ。

それから、もう一つ伺つておきたいと思ひますのは、日本もEC並みの制限措置をとるべきではないのかと思ひます。その点についての行政当局の見解はどうなのか、その点を承つておきたいと思ひます。

○説明員(武智敏夫君) ECの問題でござい。E.C.につきましては、肥育ホルモン剤を使用

した家畜及び食肉につきましては一九八九年の二月一日から禁止をいたしております。このことと我が国との関連でござい。すけれども、いわゆるホルモンにつきましては天然型のものと合成型のものがござい。天然型のものにつきま。特設問題はないということ。ござい。合成型のものが問題があるということ。ござい。我が国の場合にはいまだ合成型の肥育ホルモンにつきま。は薬事法に基づき承認は行われていないということ。国内には特に問題になつていないというふうにしてあります。

○谷本義君 国内には問題になつていない。これはホルモンの残留は調査してあるんでしよう、今。

○説明員(難波江君) お答えいたします。

肥育用ホルモン剤を使用した牛から得られた食肉の安全性につきましては、食品として流通するその食肉にホルモンが残留するかどうか。仮に残留した場合に、当該ホルモンが、人体に影響があるかどうかを検討の上評価する必要があります。と考へておるところでござい。したが。厚生省といたしま。現在輸入牛肉を含め。た牛肉について、ホルモン剤の残留の実態調査をいたしておりますけれども、現在のところ問題になるような程度の残留は認められていない現状にござい。ます。

なお、食肉に残留するホルモンの安全性につきましては、現在FAO、WHOの合同食品規格計画におきま。国際的な検討が加えられておるところでござい。私どもといたしま。これらの動向を見ながら必要に応じて残留基準の設定等、所要の処置を講じてまいりたいと考えておるところでござい。ます。

○谷本義君 既に私の割り当て時間が来てしま。ました。アメリカの牛肉については、アメリカ側で発表されたいろいろなデータを見ても随分問題があるようでありま。例えばアメリカの連邦研究会が発表したものを見ても、その中にアメリカの牛肉

は実に第二位にランクされておるといったような問題等々、多くの問題があるのであります。こうした問題、さらにはまた、農業や輸入肉についての表示問題等についてこれはまた後の機会に、時間が来てしま。したから、伺うことにいたしまして、私の質問はこれで終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長(仲川幸男君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時四十分まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時四十一分開会

○委員長(仲川幸男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農林水産政策に関する調査のうち、畜産物の価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○鎌田要人君 私は、昨日畜産振興審議会から答申がございました。食肉、特に肉用子牛の保証基準価格等をめぐりましてお尋ねを申し上げたいと存じますが、その前に、昭和六十三年六月に、日米、日豪間の牛肉合意が行われました。御案内のとおり全国のこの畜産関係、特に肉用子牛の皆さん方大変なショックを受けたことは御案内のとおりでござい。ます。その際に、この牛肉の輸入数量制限の撤廃に伴う国内措置といたしまして、政府は当面の緊急対策として肉用子牛の価格安定対策、肥育経営等の安定対策、低コスト生産の推進対策並びに流通の合理化等の実施、この四項目につきまして引き続き万全を期するとともに、六十三年十二月に制定されました肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、この四月から実施されますところの肉用子牛生産補給金制度について、その適切かつ円滑な運営の確保に努めることとしておるところでござい。ます。

そこで、この肉用子牛の価格安定対策につきましては後ほどお尋ねするとして、これに

先立ちまして、ここに当面の緊急対策として掲げられておりますところの肥育経営等の安定対策、低コスト生産の推進対策、流通の合理化等の実施、これにつきまして今日までのような万全を期するための措置を講じてこられたのか、またその具体的な進みぐあいはいどのようであるか、まずお尋ねを申し上げます。

○説明員(武智敏夫君) 六十三年の夏に牛肉の輸入割当て額の撤廃が決められたわけでございまして、そのときに緊急の対策といたしまして総額五百七十七億円の財源をもちまして、今先生御指摘のような四つの柱で対策を打ち出すことにいたしておるわけでございます。

まず、その第一の肉用子牛の安定事業の拡充の問題でございますが、これは当時といえますか、この制度につきましてはことしの四月から法律に基づく新制度に移るわけでございますが、二年前の話でございますので、そこからお話ししておきたいと思っております。

当時、業務対象年間四年間というのをまず二年間にいたしますと同時に、当時は乳用種につきましては雄だけに限定されておったわけでございまして、これは雌にも対象を広げるというように、それが乳用種につきましては従来体重が二百十キロで換算いたしておったのですが、これは二百五十キロに上げてまして保証基準価格を一頭当たり十六万円にいたしましたわけでございます。

そのほか、各県で基金があるわけでございまして、県の基金が、資金がなくなったときのために全国の基金から無利子で融資するための財源といたしまして、全国基金に百億円を拠出したしております。それから、新しい制度に移りますために、新しい制度の周知徹底のための業務体制の整備というようにもいたしてきております。それから、当時十二都道府県におきましては固有の基金を持っていなかったわけでございますが、それを早急に次の、したがってことしの四月までに全部つくるということになってまして、現在既に全都道府県で各基金ができ上がっております。

それからもう一つ、いわゆる肉用の繁殖農家対策といたしまして、子牛の価格が一定水準を割りました場合に、繁殖雌牛の増頭なり維持をした者に対して奨励金を交付するようなシステムがございました。例えば、三十五万円を割ったときに一頭当たり二万円ですとか、三十万円を割ったときに一頭当たり一万円という制度をつくったわけでございますが、これは御承知のことです、実際の市況、子牛の値段が高いわけでございますので、事実上は空振りといえますが、準備はしたけれども発動に至らなかったというような状況になっております。

それから二つ目の肥育対策でございます。法律が、いわゆる繁殖にどちらかといえば偏っておるのではないかとというようなことを当時言われたわけでございますが、要は予算措置で維持対策を講ずるといふようなことになっておったわけでございまして。そこで、一つは価格、いわゆる枝肉の価格が一定水準を下回った場合に、例えば肉専用種でございますと一頭当たり一万七千円出すとか、あるいは乳用種でございますと一頭当たり七千円出すというような措置も準備はいたしたわけでございましてけれども、これも先生御承知のとおり、現実の卸売価格はかなり高水準で推移いたしておるといふようなこともございまして、これも現実的には発動しないまま終わっております。

それからそのほか、乳肉複合経営と申しまして、いわゆる酪農の方のぬれ子下がったのではないかと、あるいは酪農の方もございまして、酪農の方の乳肉複合経営を育成していこうということ、例えば乳用種の哺育育成をやります場合に、一頭当たり例えば三千円出すとかあるいは一万二千円出すとかあるいは、それぞれの月齢ごとに金額は違っておりますが、そういう措置は講じておりまして、これは現実的に機能をいたさせたいわけでございます。

それからそのほか、大家畜畜産経営強化対策資金といまして、いわゆる負債の農家に対しまして、安い金利で貸し付けるというようなことも六

十三年度からやり始めたわけでございますが、これらは自由化を契機にいたしまして四百億円ほど追加いたしまして、その枠を千五百億に広げたという措置は実施いたしております。

それから、低コスト生産につきましては、これはたまたまといえますが、自由化がなくなると当然進めていかなきゃいかぬわけでございまして、地域における活性化対策ですとかあるいは受胎卵の供給センターですとか、あるいは放牧の新技術の定着対策ですとか、そういったようなことにつきましては既に予算といえますが、実行の措置をとっております。

それから、かねてから農業改善資金の中に、無利子資金でございます畜産振興資金というのがあるわけでございますが、この枠百八十億円を二百三十億円に広げておりますし、例えば貸し付けの方法につきましては内容を拡充するというような措置は既にございまして。

それからそのほか、一定価格を下回りました場合に、肉資源の効率的利用ということとございまして、繁殖の子牛の価格が一定価格を割りました場合に非常に資源が枯渇するということもございまして、農協等に対しまして資金を供給するというようなことも考えたわけでございまして、これも結果的には価格がかなり高く推移したというように、現実的には貸し付けといえますが、実行が移されていないような状況でございます。

それから、最後の流通の合理化でございますが、例えば小売段階におきます合理化で、食肉の共同仕入れですとかあるいは共同の販売体制の整備ですとか、あるいは輸入牛肉の共同保管の推進ですとか牛肉の適正表示の推進、こういったことにつきまして既にやっております。

それから、もう一つの柱でございます牛肉の輸出振興でございますが、御承知のように、アメリカにつきましてはまだオーケイが出ておりませんで、間もなく何とかできるのではないかと、いうふうに思っておりますが、そのためにロサンゼルス

におきましていわゆる日本の、まだ販売とまでいきませんが、展示しまして試食をやってもらったり、あるいは現実的に輸出の可能性があるかどうかというようなことでマーケティングをやったりというようなことで、これは既に実施いたしております。したがって、いわゆる一定価格を割った場合という部分につきましては、まだ現実には子牛の価格も高いし、あるいは枝肉の価格も高いわけでございまして、発動に至っておりませんが、大体やれるやつは全部実行いたしております。

以上でございます。

○鎌田要人君 今御説明がございましたように、当時は今にも黒船が来てひっくり返るような大騒ぎになる、こういうことであつたわけでございまして、幸いにしまして、この状態のもとでむしろ肉用子牛の価格が非常に上がつてまいりました。こういう状態で、私も地方の現場で見ておりました、一番低いときには二十万円を割つておりましたのが、見る見るうちに三十万円を超し四十万円を超し、今では五十万円。こんなに高くなつてどうするんだらうかと思つたところ、高値で今まいつておるのが現状でございます。当時の予測に反してこれはうれし誤算と言ふべきかもしれませんが、このように子牛価格が高騰を続けてきたということにつきまして、その原因、理由といたしまして、当局の方ではどのような分析をしておられますのかお教えいただきたいと思ひます。

○説明員(武智敏夫君) 今お話でございますとおり、肉用の子牛、五十八年、九年、一番の底でございまして、その後はずっと上昇傾向で推移いたしております。最近の二月一日現在で肉専用の子牛が五十三万ぐらいでございますし、乳用の雄牛も二十四万ぐらいの高水準が続いておるわけでございまして。その子牛が高い理由でございますけれども、幾つかあるのだからと思ひますが、二つぐらい一番中心のものがあろうかと思ひます。

一つは、牛の枝肉の価格がその後も依然としてずっと堅調しておるといふような中におきまして、最近若干えさの値段が少し上がりきみとい

ますか、そういう感じでございますが、当時六十年から現在まではかなりえさが安かったというように、いわゆる肥育意欲が非常に旺盛であつたというようなことが背景の一つあるうかと思ひます。それからもう一つは、五十六年から五十九年にかけていゝゆる子牛の値段が安かつたというようにございまして、繁殖用の雌牛の屠殺が進んだというように影響で、いゝゆる子牛の供給が伸び悩んだというようにござい一つであらうかと思ひます。

それから、最近ではいゝゆる肥育の農家がかなり大型化してきておるといふようなこともございまして、これがまた子牛に対する需要の方を強めておるといふような格好になっておるといふやないかというふうに思つております。

それで、これからの問題でございすけれども、特定銘柄といひますか、いゝゆる伝統的な和牛の産地の特定の銘柄につきましては、やはりこれからはかなり高水準が続くといふふうに思つておりますが、全体的に見ますと肥育経営も今のよう高い子牛では負担能力がだんだん悪くなりつてございすので、現在の水準が大體高騰の山といふふうには我々考へておりまして、これから輸入牛肉もだんだんふえていふかといふふうに思ひますので、そういうふうなことが徐々に浸透してくるのじゃないか。そういう意味におきましては、現在が山になりましてだんだん鎮静化に向かうのではないかといふふうに我々としては見通しておるわけでございす。

○鎌田要人君 今この原因について伺つたわけでございす。今後の推移といたしまして、私も大體もうこのいらが特と、これからむしろ下がりぎみになるのではないか。こういう感じを持っておりますのは、この三月二十日現在でございす。たか、全国の肉用子牛価格安定基金協会、ここの主要家畜市場における肉用子牛価格の速報を見ておると、この速報で上がつてまいってあります。二十一の全国の市場の中で、前回に比べて価格が下がつたものが十四、逆に上がったものが七

つといふこととございす。これは季節変動的な要因もあるかと思ひますのでこれで占うわけにはまいらないと思ひますが、やはりさしも高値の状態も、ここで先行き一服きみて下がっていくのではないか。

そこで、実はこのたびの子牛の価格につきましの保証基準価格の問題で伺ひをするわけであります。御案内のとおり、現行の子牛価格の安定基金制度、非常に私は畜産農家にとつて心強い支えになつてきたと思ひます。これは五十七年に現在の二十九万二千円、私の県ではそれに県で継ぎ足しをいたしまして三十万円の保証基準価格でございす。ところが、この年から三十万円を割り込む、こういう状態が五十九年まで続いてまいりまして、その間に、ひどいときには十五、六万といふものも出てまいりました。それだけ基金協会は大変な財政基盤が揺らいだわけでございす。農家にとりましてはこれが命綱といふことで、その後ただいま申しましたように価格が戻つてまいりましたので農家の増頭も進む、こういうことで、非常に大きな効果が発揮したことは私も大いに感謝しなければいけな思つておる次第でございす。

そこで、問題は新しい制度になりまして、いゝゆる補給金制度といふことになりまして、一方におきましていゝゆる来年から自由化される。先ほどお話がありました、私どもの鹿児島県あるいはお隣の宮崎県、群馬県、この三県で、いつまでもとにかく外庄におびえて守り防ぐ一方の畜産ではこれはどうしようもない、むしろ攻めていゝ、こういうことで、昨年は香港に鹿児島県肉がでていゝて評判がよかつた。今度はアメリカにひとつこの肉用牛を打つて出ようといふことで、御案内のとおり、ただいまお話がありましたように、とりあえずアンテナショップを設けてそこでやろうといふことで、これも非常に大きな期待を持っております。それだけ畜産農家といふものがやる気を出してきておる。しかしながら、未知のいわば予測ので

きない自由化という事態、このもとでやはり一抹の不安があるわけでございまして、そういう意味でこの新しい制度になつて初めての保証基準価格、これがどのように決められるだらうかといふことで大変深い関心と期待を持つておつた次第でございす。

そこで伺ひをするわけでございす。昨日御答申にされましたこの新制度下での初めての保証基準価格、これが従来の算定方式、これまで二十九万二千円ありは二十七万四千円といふものを決められたときこの算定方式、私も素人ですがよくのめ込めませんが、それではいゝゆる片対数式といふもので、いゝゆる牛のサイクルである七年間のこの価格といふものの平均値から趨勢を出して需給実勢価格といふものを出して決めてこられた、この方式をてきまして今度新しい計算方式、肉用牛等の計算方式に移つておられるわけでありまして、これにつきましてどうしてこのようなこれまでの算式を踏襲されなかつたのか、技術的なことで恐縮でございす。簡単に答えをお願いしたいと思ひます。

○説明員(武智敏夫君) 実は、新しい法律に基づきます肉用子牛の生産者補給金制度、これは全く初めての制度でございす。ただいまのお話は保証基準価格のお話でございす。これにあわせて合理化目標価格といふことを決めねばならないといふようなこととございす。これも全く初めてのことでございまして、自由化したときに、その自由化した外国の肉に對抗できる国産の肉といひます。国産の子牛の価格は幾らであるかといふことは全く初めてのことでございす。それで、実は昨年の三月に、現在の一年前でございますが、畜産振興審議会の食肉部会に価格算定等小委員会といふものを実はつくつてもらひまして、そこでことしにかけて四回議論をしてもらつております。要は、保証基準価格なり合理化目標価格なりをどういふ算定方式でやればいゝかといふようなことをずっと議論いたしてもらつたわけでございす。

大半の方々が学識経験者の方々でございす。農家の方々もいらつしやいましたけれども。そういう中におきまして大勢をいたしましては、要は一定期間におきまして過去の肉用子牛の実勢価格を基礎にいたしまして、物価ですとかあるいは生産条件の変化ですとか、それらを織り込んでやるのが一番いいのじゃないかといふような意見になつたわけでございす。その理由をいたしまして、三つぐらいあるわけでございすけれども、要は過去の肉用子牛の生産状況、そのときの実勢水準いろいろ変わつてはいるわけでございすけれども、中期的には緩やかな生産の増加が実現できておる、そういう意味からいひますと、過去の実勢価格の水準といふのは平均的に見ますと、肉用子牛の再生産の確保に寄与するやうな水準だったのでないかといふことが一つでございす。

それからもう一つは、現在の制度でございすけれども、これによりまして各県がやつておるわけですが、一応この制度を受け継ぐといふやうなことになるでございす。この制度そのものも一応過去の実勢価格をベースに、算定方式は若干違ふかもしれませんが、基礎にやつておられて、先ほどお話ございました五十七年から六十年の間に非常に子牛が下がつて、約六百億ものお金を出しまして何とか乗り越えたといふやうな実績もあるといふやうなことでございす。

それからもう一つは、肉用子牛生産がやはりどうしても二頭ですとか三頭ですとか、そういう細かいあるいは小規模といひます。副業的といひます。そういうやうな経営が非常に多く占めておる現状におきましては、いゝゆるそれ以外の数字、ある意味では端的に言ひますと生産費調査といふことでございす。どうもこれを用ひるのはやや問題といひます。現状では難しいといふやうな意見であつたわけでございす。

ただ、意見の中にはややまた変わったといひます。今後の課題といたしましては、要はこゝにた需給実勢方式といひますのも一年たちますと自由化したしまして、それからまた何年かたちます

と、今度は場合によりますと下がった水準になりまして、下がった水準のときに需給実勢方式がとれなくなるのではないかと御議論もございましたし、終局的にはいわゆる肉用子牛の生産コストの積み上げによる方がいいのではないかと御意見、ただしそのためには今の生産費調査をもっと拡充いたしまして、要は本家の農家といいますが、労働時間の実態などもきちっと織り込むような、そういったような内容も充実してその上で再検討して、場合によればコストの積み上げという方向に持っていくかどうかという御意見があったわけでございます。

そういうことで、先ほど言いましたような需給実勢方式がとりあえずの方式としてはいいと。ただ、将来に向けては、この制度は初めての制度でございますので、弾力的に考えていくべきではないかという御意見もございましたので、そういうような方式をとるようにはいたしましたわけでございます。

○鎌田要人君 時間が限られておりますので詳細お尋ねができないのが残念でございますが、私もいろいろ事務方の皆さん方に教えていただいたところでございまして、いまだ必ずしも納得できないところがある。

例えば、過去七年間のいわゆる農家の子牛の販売価格、これをとっておられる。七年間でありますから八十四カ月でございまして、その中で、一標準偏差の中で上がりが下がっております。これを超えて上がりが下がるものを除外しておられる。これが、たしか下がったものについて八十四カ月の中の十七カ月分が除外されている。逆に最近の四十万台、こういった高いところが八十四カ月分カットされておる。したがって、八十四カ月のうちの十八プラス十七でございまして、三十五カ月分は、この実勢価格の平均価格の計算からはカットされているわけですね。むしろ、全部平均をとられた方が高いところも低いところもならしていいんじゃないか。かえって標準偏差を超え

たところをカットされることによって、午前中乳牛のお尋ねでも私伺っておって、邪推するわけじゃありませんが、やはり低目に低目というふうにしていくための、一応そういう操作があるのじゃないかという気が実はしないでもないわけでありませう。

あるいはまた生産費指数をとりましても、生産費自身が今お話しになりましたようにかなりこれはばらつきがある、その結果の数値でございしてもなおかつ九三・三％、〇・九三三ということ、六・七％の算定期間中に対してことしは生産費が下がるであろう、この辺のところもちょっとうかぬという感じがございまして、あるいは農家の販売価格を市場価格に置き直すための回帰方程式につきましても、現実に最近のやつを一つ当てはめてみるとちよつと低目にやはり出る、こういったようなこと等がございまして。

いよいよ来年から自由化に移っていくわけでございますので、この算式については絶えずやはり子牛価格の動向というものを見ながら、より現実に近い、また、おっしゃいますようにこれが全く中天にかかった星みたいなただ絵にかいたもちじゃ、空振りじゃというのでも、これはせつかくの制度でございまして、ある程度はいいというときには、これが支えになるんだという実効の意味でも、この保証基準価格というものについては幸い毎会計年度見ることになっておりますので、ひとつよろしく御検討を絶えず加えていただくということをお願い申し上げたいのであります。

ここで時間が参りました。最後になりますが、大臣に、当面緊急の措置につきましては幸か不幸か、幸いと言うべきであります。せつかく五百十七億用意されてある程度使わないで済んだところもあるようでございまして。ただ問題は、これからやはり本場に我が国の畜産農家を守り、あるいは牛肉の生産を守っていく、こういうことで、なお先ほどから御議論になっておりますよう

な自給飼料、粗飼料の自給率を高めていくとか、あるいは私どもの県でも鋭意進めておりますが、いわゆる受胎卵の移植技術等をさらに定着させていくとか、幸い家畜の改良センターもおつくりになられるようでございまして、そういった面等も含めまして長期的に肉牛生産の生産性を上げてまいり、農政審議会等で申しておりますところの生産性の高い、国際競争力のある畜産を育ててまいりますために、大臣の基本的な御方針を一言伺いでございましたら、たいと存じますので、よろしくお願いたします。

○国務大臣(山本富雄君) 午前中も谷本先生の御意見がございまして、また現場で、長い間農政をみずからおやりになった先生の御体験に基づいて大変いい指摘がございまして、前段の部分も十分これから配慮してまいりたい、新しい制度でございまして、その点もひとつ運用に誤りのなきよう期してまいりたい、こう思っております。

さて、肉用牛でございまして、これにつきましましては動物性のたんぱく質の資源だ、それからまた地域農業を今まで支えてきた大事な役割を随分と果たしてきた、こういうふうにも認識をしております。これはもうどうしてもしつかりやっております。こういうふうにもよく指示をしております。

来春からいよいよ今お話しのとおり自由化ということになりますので、お話しのように中長期的な観点から国際化にも対応し得る肉用牛の生産の確立を目指す、こういうことを先般指針として出してあります。酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本方針、ここにございまして、積極的に生産を拡大していくとかあるいは経営体質の強化を図っていくとか、流通、加工の合理化を図っていく、いろいろ諸施策を講じながら、ともかくにも我が国の肉用牛の生産につきまして今後ともしっかりと対応して守ってまいりたい、進めてまいりたい、こういうふうな決意をいたしております。

○鎌田要人君 終わります。

○猪熊重三君 きょうは、畜産物の価格の妥当性

そのものについてお伺いするというよりも、畜産物の価格を農水省で基準価格だとか保証価格だとかいろいろ決めるについて、畜産振興審議会の答申というものがどの程度の意味を持つとか、あるいは畜産振興審議会というのが本来的な作用とか、効果とか、それを発揮しているのかどうかというふうな点をお伺いしたいと思っております。要するに、畜産価格を決定するに際して畜産振興審議会というものが非常に現実的には重要な作用をされている。しかし、実際にどういうふうな運営をされているんだらうか、この辺についてお伺いしたいと思います。その意味では、ほかの委員が個別的に畜産価格の妥当性等についていろいろお伺いするのは質問の方向が違いますが、私は基本的なものとしてそこそこをお伺いしたいと思っております。

まず、畜産振興審議会を設置した目的とかあるいはその権限とか、その辺についてお伺いしたいと思っております。

○説明員(武智敏夫君) 畜産振興審議会につきましては、農林水産省の組織令の八十六条に基づきまして設立されておるものでございまして、その権限としましては、たゞさんでございますが、例えば家畜改良増殖法ですとか、飼料需給安定法ですとか、あるいは酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律ですとか、あるいは畜産物の価格安定等に関する法律ですとか、あるいは加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づきます加工原料乳の保証価格ですとか、あるいは昨日御答申いただきました畜産物の価格安定等に関する法律に基づく指定食肉の安定価格ですとか、あるいは肉用子牛生産安定等特別措置法、これは新しくことしの四月から動き出すわけでございまして

が、それに基づきます保証基準価格等が審議の対象になっております。

以上でございます。

○猪熊重二君 今のような目的あるいは権限等はわかりましたが、この組織はどういうふうな機構上になっておりますか。

○説明員(武智敏夫君) 審議会の構成でございますが、これは審議会令の一条にあるわけでございしますが、一応委員が二十五人以上ということになっております。そのほかに、特別事項を調査審議させる必要があるときには特別委員を置くことができるということになっていて、現在委員は二十五名で特別委員は二十四名が任命されております。

それから、審議会には幾つかの部会がございします。これは審議会令の六条に基づきまして家畜改良増殖部会、酪農部会、養鶏部会、食肉部会及び飼料部会が置かれております。それからまた、必要があるときにはそれ以外の部会も置くことができるというふうになっておりまして、現在企画部会が別途置かれておりまして、いわゆる酪農及び肉用牛の近代化に関する計画につきまして、これから再度審議していただくというふうな構成になっております。

○猪熊重二君 その委員あるいは特別委員は農水大臣が任命する、こういうことになっておりますが、その委員あるいは特別委員の選定の基準はどういうことになっておりますか。

○説明員(武智敏夫君) 委員と特別委員につきましては、これも政令の二条に基づきまして、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命するということになっております。

○猪熊重二君 その学識経験ある者の中という、一口に言えば学識経験者ということになるわけですが、委員、特別委員が学識経験者でなきゃならぬ、こういうことになっている、その学識経験者というのを農水省としてはどのように考えておられますか。

○説明員(武智敏夫君) 学識経験といいますが、

二つあるかと思いますが、一つといいますが、一般的に学識または経験ということでございます。一般的には学問上の知識があるいは実際問題に関する経験を意味するものという、強い言いますと二つに分かれますかというふうに思っております。

○猪熊重二君 学識経験者を学識者と経験者と分けて考えているわけですか。通常、学識経験を有する者といった場合の学識経験者というのを学識者、それとまた経験者、こういうふうに分けて考えるというところは余りないように思うんですが、農水省としては学識経験者あるいは学識経験者というものを学識のところと分けておるわけですか。私がなぜこんなことを言うかという、現在の委員会の構成というものがこのようになっているか、これは後で伺いますけれども、そういう観点から聞きますので、何か国語の論議みたいで申しわけないけれども、非常に重要なことなんでしょう。

○説明員(武智敏夫君) 一般的には学識経験者というふうにしておられますけれども、大学の先生もおりますし、現実に農業をやっている方々もおりますし、方々いろいろありますから、強いていっても分けるとすれば、学問上の知識を持つていらっしゃる方と実際問題に関して経験を有する方というふうでございしますが、特段一般的に区別しておるわけではございませんで、通常は学識経験者ということをやっております。

○猪熊重二君 農政審議会にも同じように、学識経験者をもって委員を選定すると、こういうことになっております。そちらのときにもそういうこととやっているのかどうか知りませんが、なぜこの学識経験者というものを委員と特別委員の選定の基準、要件にしたかということについてはどのようにお考えですか。

○説明員(武智敏夫君) やはり畜産につきましても主として価格につきまして御審議願うわけでございますので、学識の豊かな方に意見を聞かなければ

ばやはりうまくいかないという意味で、学識経験のある方というふうになっておると思っております。

○猪熊重二君 要するに、今あなたは価格の算定というふうな、価格の諮問についての答申というふうなことを言っておられるけれども、もちろんそれも非常に一つの重要な仕事ではあるが、それ以外に畜産振興に関する基本的な問題に関してのいろいろな意見を伺う、あるいは農水省に建議してもらうとか、そういうことも非常に畜産振興審議会の大きな眼目であるように法文上はなっていると思うんです。ただ、そういう畜産振興に関する専門知識を有する方の意見とか建議とかでなくして、単に価格の諮問、答申ということだけに考えると、今あなたが言うようなお話になるのかもしれない。

いずれにせよ、畜産振興審議会にはこのような委員、特別委員のほかに専門調査員という制度があります。この専門調査員というのはどういうこととどういうふうな人がなっていて、どういうことのために置かれているんですか。

○説明員(武智敏夫君) 専門調査員につきましては、専門事項を調査させるために置くことができるということになっております。現在は任命いたしておりますが、少し古くなって恐縮でございますけれども、昭和四十二年、四十三年の当時におきましては専門調査員を任命したことはございしますが、現在は置いておりません。

○猪熊重二君 要するに、学識経験者が委員、特別委員になって審議会を構成する、しかし非常勤だから具体的な問題についていろいろ調査研究する必要がある、そのための専門調査員を置くということが建前になっている。しかも、この専門調査員も学識経験を有する者をもって充てる、こういうことになっている。今お話しのように、昭和四十二年、三年ですか、そのときは置いていたけれども、それからもう二十年以上全然置いてない。そうすると、専門調査員というふうなものを置くような必要がないと。もし置くような必要がないとすればどういう理由からそうお考えなんですか。

○説明員(武智敏夫君) また繰り返して恐縮でございますが、現在の委員なり特別委員が学識経験者でありまして、あえて調査員で手足を使わなくてもできるということで現在は置いてないというふうに理解いたしております。

○猪熊重二君 そこで伺いたいのは、現在の委員会の委員、特別委員はどのような方がなっておりますか。

○説明員(武智敏夫君) 二十五人いらっしゃるわけでございますが、生産者関係の方々とすとかあるいは加工・流通の方々とすとか、あるいは消費者関係の方々とすとか、あるいは大学の先生ですとかあるいは報道機関の方々とすとか、そういった方々が入っております。

○猪熊重二君 個別的にどの人がどうということではなくて結構ですが、もう少し委員もしくは特別委員の構成について、人数的なことを言っていただけじゃないか。

○説明員(武智敏夫君) 全部で二十五名でございしますが、大きく分けますと、生産者関係が七名でございします。それから加工・流通関係が三名でございします。それから、どうくるるかちょっと難しいんですが、強いてくりますと消費者関係、直接消費者関係の方々が二人でございまして、そのほか大学の先生あるいは報道機関の先生、中立関係と申しますか、あるいはそういう方々も消費者ではございすけれども、十三名いらっしゃると思います。

○猪熊重二君 私はいたいた資料の中から、委員の方の立場とかあるいは職業とか、そんなようなものをいろいろ検討してみると、二十五人のうちいわゆる生産者ないしそれに関連する、ほとんど同視される方が十一人ぐらいおられるんじゃないかと、こう思います。あなたは七名とおっしゃる。それから、マスコミ関係等を含めての学識経験者が十名ぐらいおられる。消費者関係の方が二人ぐらいおられる、こんなようなことですが、私が伺いたいのは、学識経験者という枠

にこのような委員の構成で対応できるんでしょ
か。非常に疑問に思っています。

私は、生産者が学識経験者であるとかないとか
ということを言っているのじゃないんです。あな
たが先ほど言ったように、学識と点を打って、こっ
ちは、生産者の方は経験者なんだと、こういう法
文の読み方をすれば生産者が半分近くを占めてい
るのも妥当かどうか知りませんが、通常学識経験
者といったときに、今のような委員の構成とい
うことは、審議会が、本来法規が要求している
あるいは期待しているようなあり方というものが
満たされないように思いますが、その点、人
数の構成についても一度御意見を伺いたい。

○説明員(武智敏夫君) 私どもが二十五名見ま
しても生産者の方々は七名だと思っています。それ
から、加工・流通の方々は、これはまたあくまで
も加工・流通でございましてこれは三名でござ
いますし、消費者の方々というのは、これとこま
で含めるかであれでございしますが、直接的な消費
者の方々はお二人でございします。そのほか、大
学の先生ですとかあるいはいわゆる報道機関の
方々ですとか、あるいは金融機関の方々ですとか
あるいは町村会の方々、そういったような方々が
十三名というふうに思っております。

○猪熊重二君 審議会に、畜産物の価格について
諮問するということは、もう少しはつきり言う
とどういう目的でやっているわけですか。

○説明員(武智敏夫君) 例えば、きょう議論いた
だいておりますのは、加工原料乳の不足払いに
基づきます保証価格でございましてかあるいは限
度数量でございましてか、安定指標価格でござ
いますし、それから昨日食肉部会で御意見を聞きま
したのはいは牛肉ですとか豚肉の安定帯価格です
とか、あるいは今度の四月一日から初めて適用いた
します、牛肉の自由化に対応いたします肉用子牛
の保証基準価格ですとか合理化目標価格で、要は
そういった価格関係につきまして、現在、きのう
ときよは御意見を聞いております。

先ほど先生おっしゃいました畜産政策の基本的

なことも、もちろん先ほど言いました企画部会で
これから聞いていくことになると思いますが、そ
ういったことにつきまして聞いておるわけでは
ございまして、生産者の方々もいらつしやいますし、
流通の方々もいらつしやいますしあるいは消費者
の方もいらつしやいますし、学識経験の方々はそ
れなりにまた学識経験、いわゆる狭い意味の学識
経験の方々はそういった立場から、広い立場から
の御意見を言っていただけというふうな思ってい
ます。

○猪熊重二君 今あなたが言ったところが一番私は
言いたいところか、伺いたいところなんです。あ
なたは現在の委員のうち、生産者あるいは加工製
造業者・流通業者、消費者そして学識経験者とこ
う言っているでしょう。あなた今そう言ったじや
ないですか。まさにその学識経験者、それで、そ
の後で今度はこれは狭い意味の学識経験者という
言い直している。法が要求しているのは、あなた
の言う狭い意味の学識経験を規定しているん
じゃありませんか。それにもかかわらず、今申し
上げたような生産者、加工製造業者、流通業者、
販売業者、こういったふうな方々が、この委員会
の委員になるということは委員会が客観的な、第三
者のな性格を失っている、こういうことにはなり
ませんか。

○説明員(武智敏夫君) 我々が現在、きのうも
きょうも審議願っておりますのは、例えて言いま
すと、法律上でございまして、畜産物の生産条件
ですとか、需給事情ですとかあるいは物価ですと
か経済事情ですとか、そういったことを勘案して、
再生産が可能であるようにしなさいというふうな
法律で書いてあるわけではございまして、そのとき
に生産条件とか、需給事情ですとかあるいは経済
事情について判断していただきますためには、や
はり生産事情について詳しい人あるいは需給事情
について詳しい方、あるいは経済事情について詳
しい方、言いかえれば学識経験を持った方々の意
見を聞くということであると思っております。

○猪熊重二君 そのような利害が対立する方々の

意見をすべて検討、集約した上で、客観的に、第
三者の立場において、価格の相当性というふうな
ものを畜産振興審議会というところで審議する
ということも法は予定しているだろうと思ってい
ます。決定するその機関の委員そのものに当事者
が入ってくるというのだったら、それは今、法が予
定しているような審議会の性格とは全然違っ
てくると思います。もし、そういうふうな相互に利害
が対立する、利害関係のある方が委員会の構成員
になるのだったら、例えば労働委員会のように第
三者と、使用者側と労働者側と意見が対立する、
利害が対立する双方と、それから客観的な第三者
としての公益委員、こういったふうな三者構成で
労働委員会というものが構成されていきます。

あなたのお話だと、審議会というのはその
いう利益団体の代表の方が学識経験者として委員
になってやっていると。しかしまた、それは学識経
験者の委員会なんだと。何かその辺余りすっきり
しませんか、もう少しわかるような説明はありま
せんか。

○説明員(武智敏夫君) 例えば、加工原料乳の保
証価格にいたしましても、先ほど来議論をいたし
ておりますけれども、酪農家の方々が生乳をつく
りまして、それをメーカーの方々が買ひましてパ
ターなり脱粉にして消費者の方々に供給すること
をやっておるわけではございします。したがって、そ
ういう過程におきまして加工原料乳向けの価格が
幾らであるかというふうなことにつきまして、生
産の実態がどうであるかということは、当然これ
は大きな判断の要素に入ると思いますが、あるい
は流通の実態がどうかというふうなこともござ
いますし、あるいは製造の過程がどういうふう
なっているかというふうなこともございします。
あるいはでき上がったものを消費の段階に移すた
めにどういうふうなことがまた問題であるかとい
うふうなことも議論になって、いわばそれが全体
として最終的な意見になろうかと思ひます。

そういった際に、要は生産者の方々といわゆる
流通の方々あるいは消費者の方々、我々は必ずし

も対立概念で使用者と労働者というふうには思っ
ておりませんで、やはり農家の方々もできたもの
は食べますし、あるいはメーカーの方々も原料が
なければできぬわけではございします。そういった
意味で、それぞれの各段階におきます学識経験
者の意見を聞くことは、やはり妥当だといふ
に思っております。

○猪熊重二君 私が申し上げていることは非常に
誤解を招くかもしれません、今のような形で審
議会というふうなものを運営していると、審議会
の権威とか実効的な効果とか、そういうふうな
ものが余り意味をなさなくなってくるのじやな
らうか。だから、本来の学識経験者による審議会
というものをもちとちんとやっていく方が、本
来の畜産振興というものに役立つのじやな
らうか。もし、そうでなくして、今農水省がや
っているような審議会の運営をするのであれば、
もう少し消費者の意向というのその中に反映さ
れなければならぬ。

先ほど労働委員会のことを申し上げたのは、比
喩的な問題として、労働者側、使用者側、そして公
益委員という三者構成になっている。もし現在の
ような審議会を今後も運営するのであれば、極論
すれば生産、流通、販売業者のグループと消費者
のグループ、こういったものにはほとんど対等に委員
として入っていただいて、そこで双方が本心に納
得し合えるような議論というものを尽くしてい
かないと、審議会が出した結論が真に消費者に納
得できるのかできないのか、こういう問題のところ
へいつてしまふのじやなからうか、こう思うから
申し上げているんです。それで、現在のような委
員会の構成、運営を今後もやっていくのだとす
れば、もう少し消費者を委員に、極論すれば生産者
加工、流通、販売業者の数と同じくらいに消費者
の委員を任命するというふうなことにしてはど
うお考えですか。

○説明員(武智敏夫君) 我々としては、先ほ
ども言いましたように、生産者と消費者というの
は対立概念というふうには理解いたしております

ん。したがって、先ほど言いました学者の先生ですとかあるいは報道機関の方々は、いわゆる狭い意味での学識経験者でございますけれども、そういった方々ももちろん消費者的な代表でもございますので、そこは生産者が何人、消費者が何人、またそれとは違った狭い意味の学識経験者が何人というふうには割り切らない方がいいのではないかというふうに思っております。

○猪熊重君　これは狭い意味の学識経験者という用語は、あなたやめた方が適切だと思う。法律には学識経験者とか書いてないんです。狭いとか広いとかなんて書いてないんです。もし本当に、現在の法規に従って運営しようとするのであれば学識経験者であるはずなんです。狭い意味の学識経験者、そしてあるいは学識経験者の学識と経験の間に点を打って二種類に考える、そんなことは世間で通らぬ議論です。

私が申し上げたいのは、もう同じことになりましたから言いませんが、要するに、生産者の意見を聞く形をとるだけで、生産者にはもうしやうがないんだよと、あなたの方の意見も聞いたんだからという形だけをとる。そして、消費者に対しては、審議会の答申をもらったんだと、学識経験者の審議会の答申をもらったんだ、客観的な、公正な第三者的判断を経由しているんだというふうなことを言つて消費者には納得させる。結局、現在の上のような審議会のあり方は農水省が自分で考えたものを審議会に持つていつて、本当に客観的にそれらを判断してもらふということじゃなくて、生産者側の言い分を聞いた形、そして消費者側には權威づけというだけに終わっているのじゃありませんかと、もう少し審議会というものをまともに運営することを考えられたらどうでしょうかと、こう思います、私は。その消費者を参加させることがどうだこうだということに関して農水大臣に伺いたいんです。

これは、ことしの三月二十五日に上毛新聞に「山本農相に聞く」というインタビュー記事があるからです。私も群馬なものですから群馬の上毛新聞が

来ている。この中に、農水大臣はちゃんといいことを言っているんです。

インタビュに答えて、「生産者、消費者の農政不信にどうこたえるのか。」こういうふうな質問に対して、大臣が「食べる人がいて作る人がいる。また、作る人がいるから食べられる。」「生産者、消費者は「決して二律背反ではない。てのひらの裏表と同じ。」「ことだというふうに答えておられる。ですから、生産者と消費者が何もけんかか、の相手じゃない、しかし経済的利益は一応は対立するんです。経済的利益は一応対立するけれども、そこでどっちがどっちといっても手のひらの表と裏だから表だけが手になるわけにはいかぬ、裏だけが手になるわけにはいかぬ、やっぱり表と裏で手になっているというふうに非常にいいことを言っておられるので、私もなるほどそうだなと思うんですが、大臣どうですか。もう少し、今のような運営をするんだったら消費者を三分の一ぐらいこの審議会に入れるか、そうでなければ審議会をもう少し本来の姿に返すとか、その辺いかがですか。

○国務大臣（山本富雄君） 御高説はよく承りました。

それから、今先生のおっしゃったように、上手新聞に書いてあることは一言一句私の言ったとお通り書いてある。私はそう言ったんです。また今もそう思っている、そう思っているんです。それは消費者と生産者がいつも対立しているかのごとき設問をよくマスコミはなさる。そのときもそう言ったんですよ、そうじゃないと。消費者と生産者というのは対立しているんじゃない、つくる人がいて食べる人がいる、つくる人がいるから食べられるんだと。また、今度は食べる人のことも考えてつくらなくちゃならない、そういうことではしょうと。だから、紙の裏表、手のひらの裏表ですよと、こういう意味の話をしたんです。

そこで、先生が先ほど来、審議会に的を絞りました消費者の意向をもっと十分反映できるような審議会の組織、運営を考えよと、こういう御高説

でございますから、それは十分拝聴いたしました。
ただ先生、これは私はこう思っているんですが、先生はどちらよつと審議官が申し上げましたが、生産者だつて消費者の一人なんですよ。ですから、そのことを考えていけばこれは全く対立する間柄じゃないんです。ただ、先生が今最後に申したとおり利害は一致しない場合がある、それを行政と政治がどうやって公平を旨としながら裁いていくか、国民の声を広く聞いてと私どもが言うのは、その意味だというふうに御理解を願いたいと思います。

○猪熊重二君　ここで私は、畜産振興審議会の審議の実態というものについてお伺いしたいんです。

例えば、本年度の加工原料乳の審議会の審議について、どの程度審議会が審議しているんだろうか、こういうことについてお伺いしたいんです。

まず本年度の、しかも加工原料乳の価格についての審議会が何日聞ぐらい、あるいは何カ月聞ぐらい、どのくらいの審議をやったのかお伺いしたい。

○説明員(武智敏夫君) 畜産物につきましては十六日だったですか、まず総会を開きまして全体的な畜産をめぐる情勢全般の報告をし、議論をいたしております。それから数日たちましてえさ部会を開きまして、えさに関する議論をいたしております。それで、このえさと申しますのは当然のこゝとで酪農にも関係します。肉用牛にも関係いたします。それから二十三日の日に、いわゆる肉用牛の肉用子牛に関する小委員会の最後の締めくくりと、午後食肉部会をやりまして、先ほど来言っております肉用子牛についての算定方式の四回目の会合をやっております。これは肉用子牛、乳用種も入っておりますし、乳用種についての議論をいたしますれば、これはぬれ子の価格にも関連いたしております。ぬれ子の価格に関連しますということ

は酪農にも関係いたすというようなことでござい
ます。

そういう過程を経まして昨日食肉の部会をやり

まして、きよう酪農の部会をやつておるといふこととでございます。それぞれ独立はしておりますが、またがつておる委員の先生方もいらつしやいますし、今言いましたえさの問題にしましても肉用子牛にしましても、それぞれ酪農と絡んでおるといふようなこととでございます。

○猪熊重二君 私が聞いたのは、加工原料乳の価格についての酪農部会のことを聞いているんです。それは何か関係しているといえ、委員が全部のところへ関係しているわけでしょう。もっと露骨にはつきり言えば、酪農部会に対して加工原料乳の価格についての諮問をして、諮問の資料とかそういうものを持っていったのはきょうの二十九日、そしてその答申が出るのも二十九日、こういうことじゃありませんか。

○説明員(武智敏夫君) 十六日のときに総会をや
りまして、そのときに議論をし、必要な資料につ
きましては求めましてその間に資料も提出し、
きょう御議論をいたしてもらつております。

○猪熊重二君 だから、せっかく審議会というものをつくつたとしても、極端に言えば資料をきょうもらつてきょうじゅうに結論を出せというふうな審議会が何を審議、これは審議会の方に怒られるかもしれないけれども、もう少し審議会が学識経験者で本来に客観的に構成されているんならば、一カ月、二カ月がかつて、その間に生産者の意向も聞き、消費者の意向も聞き、すべてのものをいろいろ検討した上でなかつたら本来答申なんか出てくる筋合いのものじゃないと私は思うんです。私が委員だとしたら、きょうの十時ごろ資料をもらつてまだ読み切らないうちにもう夕方答申をする、こんなものが審議会の何の審議をしているんですか、それで。こんなのは、もう全く審議会というところの答申を得ましたという形だけのものではないように思うんです。そうでなかつたら審議会の委員は非常に天才的な学識経験者ばかり

りだから、見ただけで一、二時間ですべてのことがわかる、そういうわけにもいかぬでしょう。だとしたら、もう少し審議会というものを審議でき

るような場にしたらどうですか。

結局、私が先ほどから申し上げている審議会と
いうのが学識経験者で構成されるべきだ、そして
その学識経験者のところに生産者が本当の自分た
ちのすべての実態というものを明らかにする。ま
た、国際価格の問題とか、消費者の意向とか
あるいは畜産物の安全性の問題とか、そういう
ことを専門的に研究するための畜産振興審議会な
んだらうと私は思っています。ところが、いろん
なことを言うべき生産者が審議会の委員に入っ
ちゃったんじや、自分で自分のことを何言ってる
んです。要するに、審議会は生産者が半分近く占
めるような状況になっていたら、そこで、自分の
意見を言ってみたら、第三者に聞いてもらえ
る場所がないんです。要するに、審議会というの
はもっと客観的な、公正な人々によって組織され
運営されなければならぬ。一日のうちに諮問され
て資料をもらって、そしてまた数時間後に答申
するなんというんじゃない方法というものを
う少し考えられないですか。

○説明員(武智敏夫) 審議会におきましては、
例えば現地調査なんかもやったこともございま
すし、それから例えば子牛につきまして言いますと、
四回にわたって議論もしてもらったし、審議
会をしておるといふふうに思っております。
○猪熊重二君 今のような審議会の運営をしてい
るから、法が予定している専門調査員なんとい
うのも要りやしないんです。専門調査員なんて、大
体審議会の委員自体が一日仕事なんだから、その
下働きの専門調査員なんというのは半日仕事に
なっちゃって何にも仕事がない、要らない。そう
じゃなくして専門調査員もきちんとやって、調査し
て継続的に、それから、審議会の委員も生産者、
消費者あらゆる部門の意見を聞いて、そして行政
当局の考える諮問案というものが妥当かどうかと
いうことを客観的に、第三者的に判断するような
審議会、そのような運営をするということをも
う少し考えられたらどうなんでしょうか。そういう

ふうにすることが本当に畜産振興、生産者の立場
にも究極的には利益になるだらうと思ふんです。
審議会の委員になって、審議会に行つて言つてみ
たところでそれを聞いてくれる人がいるわけじゃ
ない。もっと客観的な権威ある審議会があれば、
そこで事実調査をし各意見を統合調整する。そし
て、社会の各層の方が納得できるような答申とい
うものが出てくれば畜産が結果的に振興されてい
く、こういうふうになると思ふんです。

私は、余りに畜産振興審議会というふうなもの
が、法が予定している実態と全く違うところに
行つていくということを感じたものでござい
ます。非常に貴重な時間ですがいろいろ申し上げた
わけですが、農水省の方で、自分たちが出した数字
の権威づけのためにだけ審議会の運営するのであ
れば、今のようないいことではないけれども、本当に畜
産振興審議会ということであるとすればもう少し
ありやうが違ふんじやなからうかと思ひます。
以上で終わります。意見を申し述べました。

○村沢牧君 農畜園芸局長、あなたが公務の都合
でどうしても日程がつかないというので、私の質
問の順序を変更して取り計らって質問しますから、
それにこたえて誠意を持って答弁してください。
そこで、前条価格安定法に基づく安定基準価格
並びに上位価格はいつ決めますか。

○政府委員(松山光治君) あす三十日に審議会の
価格部会の開催を予定しております、その審議
会の議を経て決定する運びにいたしたい、このよ
うに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 最近の生糸価格の推移を見ますと
と、八八年の十二月には一万一千二百八十円で
あったけれども、昨年八九年二月にはこれが上昇
して一万四千九百四十円になり、さらに六月には
ぐっと上がって一万九千二百七十円になった。と
ころが、十月になりましたとこれがぐっと下がって
まいりました。一万九百三十円、また十二月にな
るとぐっと上がって一万七千八百五十円です。現在
は大体一万四千円程度。このように極端に乱高下

しているんですね。相場であるから上がったり下
がったりするのは当然としても全く異常なんです
よ。この原因は一体何だと思ひますか。

○政府委員(松山光治君) 御指摘でございます
うに、六十二年の秋以降かなり激しい乱高下が続
いておるわけでございます。その要因につきま
してはいろんな見方があり得るかとは思ひますけ
れども、御案内のように国内の繭の減産がこの
ところちよつと続いておりましたし、かつまた中
国等からの供給にある程度依存するという状況の
中で、特に昨年は天安門事件等のごときございま
して、そういう意味での生糸の供給力に対する、
何と申しましょうか、不安と申しましょうか、そ
ういったようなものがやはり背景にございま
して、一種の先高観的なものが恐らくあつたのでは
なからうかと思ひます。

と同時に、御案内のような一般経済情勢を背景
にしながら相場におきまして強気の見方が優勢に
なつてくる。そういう状況の中で糸価が急騰して
いく。もちろん、その間事業団におきましては糸
価の動向を見きわめながら、かなりの生糸を放出
してまいりましたわけでございますけれども、そうい
う意味での相場の動き、なかなかやまないう
のが実態であつたわけであります。逆にまた、そ
ういった動きが落ちつきました場合に、相場の動
きが行き過ぎました場合に、その反動で糸価が下
降するといふ場合も多かつたといふふうに考えら
れるわけでございまして、今回の変動は大体そう
いふような事情を背景にしておるのではなからう
かというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 私の持ち時間も余りございませんか
ら、答弁簡潔にしてください。
そこで、今局長が答弁の中で、主として物不足
だといふことですが、そのほかにもやっぱ
り業者の思惑がいろいろある、あつたことは事実
だと思ふ。同時にこの政府の保証価格、政策価格
のあり方にも直接、間接に響いているというよう
に思ひますが、どうですか。
○政府委員(松山光治君) 先ほど申しましたよ

うに、相場におきまして、一定の需給状況の中で
強気の見方が優勢になつたといふふうに申し上げ
たのもそういう意味合いを込めたつもりでござい
ます。

なお、保証価格と申しましょうか、行政価格帯
との関係の問題につきましては、やはり価格帯の
実勢との関係というのは我々十分留意せないかぬ
ことではなからうかといふふうに考えておりま
す。

○村沢牧君 答弁がありましたように、この行政
価格についても留意しなきゃならない原因もあつ
たといふことを私は指摘したのであります。
そこで、この生糸価格がこのように乱高下する
こと、そのことは製糸並びに養蚕家にどのような
影響を与えていますか。

○政府委員(松山光治君) 生糸取引所におきま
す相場、これは必ずしも現実に形成される糸価とい
うことではないわけでございまして、その糸
価をもとにいたしまして繭価が算出される、
あるいは生糸なり絹織物の取引が行われるとい
うのが一般的実態でございます。そうなつてま
いますと、取引所価格が乱高下いたしますと、お
のずから繭代なりあるいは取引価格の変動が生じ
るといふことで、養蚕業あるいは製糸業はもと
よりでございますけれども、絹業につきましてもど
うしても経営の安定という点からいたしますれば
好ましくない状況が生まれておる、こういうこと
であらうと思ひます。

○村沢牧君 業者の思惑によつて相場が上がつた
り下がつたりする、それがすぐ養蚕家に響いてく
る。ですから、どうしてもこれは安定をしなきゃ
いけないわけですね。

そこで、本年の二月、神戸の生糸取引所で異常
事態が発生して生糸取引が混乱を生じたといま
すけれども、この事実関係となぜそのようになった
のか、説明してください。

○政府委員(鷲野宏君) 神戸の生糸取引所で二月
に異常事態が発生したのでございしますが、これに
つきまして同取引所から聴取をしたところに従つ

て申し上げますと、発端は、一部の仕手の筋による大量の買い注文で取引所の価格が急騰をしたということでございます。これが二月十六日でございます。前日の価格が一万四千九百五十円、これが二月十六日は一万六千円にはね上がりました。通常は横浜と神戸の取引所の相場というのとはほぼ並行して動くのでございますが、その結果、神戸と横浜の取引所の値段で千二百円という乖離が生じた、全く異常事態でございます。この事態の処理を行うために取引所の方では割り増し証拠金の増額とか、あるいは建て玉の規制の強化等の措置を行ったわけでございますが、その結果、買い仕手筋の基幹店、要するに中心になって買い仕手に回ったその取引員が、取引所で定められた証拠金等の支払いができなくなりまして、結局違約処分という事で取引停止になった。最終的には倒産をしたわけでございます。

そういうことになりましたと、結局売買停止になった取引員の保有した建て玉を他の取引員等に割り振って処理をする必要が出てくるのでございますが、その割り振られた建て玉が大変大量であったもので、これをそのまま処理していきますと、連鎖倒産とかあるいはまた委託者への不測の損害等を及ぼすという、そういうことが懸念されましたために、神戸取引所の総会の決議によりまして解け合という事を決めたわけでございます。そういうことでもって、神戸それから横浜の両取引所が、納会日等を除きまして前後四日間ないし五日間立ち会いを停止した、こういう事態になったわけでございます。二月二十七日以降立ち会いも再開されまして、市場は正常化したものというふうには見ています。二月二十七日以降立ち会いも再開されまして、市場は正常化したものというふうには見ています。業務規程違反として取引停止処分を受けたと。

しかしそれはそれとして、この生糸取引所の監督官庁は農水省あるいは通産省だと思いますが、その監督官庁としてはどういう対応をしたのか、あるいはこのようなことが発生をしないためにはどうするか、取引所のあり方をどういうふうにか

考えますか。

○政府委員(鷲野宏君) 生糸取引所の監督官庁は我が省でございます。したがって私も、主務省といたしまして今回の混乱の事態に際しまして、神戸生糸取引所が生糸の公設市場としての機能を果たすために一日も早く混乱を是正しまして、市場を再開するように同取引所を指導したところでございます。先ほどもお話が出ましたように、昨年の二月以降生糸市場の混乱がございまして、そういった事態を踏まえまして、私もこの繭糸関係の取引所の市場管理措置というものについて種々指導をしてきたところでございます。今回、再びこういった異常事態を招きまして、相場の混乱あるいは解け合という事態を招いたということは非常に遺憾に存じておるところでございます。

私も、このような事態が再発しないように、繭糸関係取引所に対しまして市場管理の一層の強化を図るよう指導をしているところでございます。これを受けまして繭糸関係四取引所におきましては、取引員の総建て玉枚数の制限あるいは証拠金の引き上げ等の措置を講じております。

さらに中長期的な問題になりますが、やはりこういった我が国の商品市場、特に生糸市場が市場規模が小さいとかあるいは信用力がなにか、そういうようなことがこういった事態を招く根本的な原因とも考えられておりますので、ただいま商品取引所審議会の答申を得まして、商品取引所全体の制度の見直しを行っているところでございます。そういったような中で、さらに中長期的な検討に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○村沢牧君 監督官庁としてよく指導監督の責任があると思うんです。今後このようなことが発生したらまた大変なことになる。いろいろな今後検討すべきこともあるようにですけども、ぜひ積極的に対応してください。いずれにいたしましても、このようなことが起こること、あるいは乱高下が起こること、これは物が足りないということなん

ですよ。

そこで、最近年度における我が国の生糸の需要量と国内生産量について数字的に述べてください。

○政府委員(松山光治君) 国内の生糸需要でございますが、これを数字で国内での引き渡し数量といましようか、流通量という形で一応とらえてみますと、当然在庫調整もございまして年々の変動はあるわけであります。

私どもの今の推定としましては、元生糸年度で見まして大体十四万俵から十五万俵程度、国内生産量は十萬俵程度、このように見ておるところでございます。

○村沢牧君 需要量に対して五万俵足りないということですね。

そこで、この足りない分については事業団の在庫と輸入によって補って価格の安定を図っておるというふうに思いますが、事業団の在庫については後ほど聞きますけれども、我が国の生糸が不足するからといって外国から期待する量の輸入がそんなにできるわけではないというふうに思う。特に、期待をしておる中国との関係について簡単に説明してください。

○政府委員(松山光治君) 先ほども申しましたように、需要量十四、五万俵、国内生産量十萬俵というところでございまして、大体四、五万俵程度の需給ギャップということになるわけでございます。私もやはりこれを事業団の持つております糸、外国から引いてくる糸、これをうまく活用しながら需給の安定に努めていくという基本的な考え方でございます。

お尋ねのございました中国との関係でございますが、この一月に北京で一度交渉を行い、それから先般東京で交渉を行いまして、元生糸年度といましようか、元年度の分ということで四万俵という、そういう一応約束ができました。

○村沢牧君 元年度分として四万俵の中国との契約ができた。昨年は特別措置として二万俵約束したんですが、これが二万俵完結したのはいつです

か。二万俵完全に入ったのはいつですか。

○政府委員(松山光治君) 中国からの二万俵は三月で全部入ってございまして、今回の四万俵は履行期限をこしの十二月末までというものの約束に相なっております。

○村沢牧君 昨年契約して二万俵がこしの三月になつて最近全部入った。今契約したのが十二月までに四万俵入る、そういう確信を持っていますか。

○政府委員(松山光治君) ただいま申し上げましたように、中国との約束は履行期限を十二月末というところでございまして、その約束に従った的確な輸出を行っていたら、このように考えておりますし、またその線で努力をさせたいと思っております。

なお、中国のほかにブラジルその他の国からの輸入も毎年ございまして、それもひとつあわせて需給の安定を図っていく、こういう考え方でございます。

○村沢牧君 生糸の輸入は、生産国も限られておるし今は生産国においても生糸で輸入するのではなくて製品として、織物として輸入したい、そういう傾向が高まっておりますから、私は足りないものを輸入する、そんなに大きな期待は持てないというふうには思いません。これは私の意見です。

そこで、生糸の輸入売り渡しは安定法あるいは事業団二法によって定められて幾らでもやっていると、いろいろのじゃないし、幾ら売り渡してもいいというもののじゃないでしょう。それはお認めになりますね。そうするとするならば、不足分はやっぱり輸入によって賄うということではなくて、極力国内生産を高めて需要にこたえる、これが我が国の姿勢であり農林水産省の姿勢であろうと思いますが、大臣どうでしょうか。

○政府委員(松山光治君) 事務的な状況説明をさせていただきますと思いますが、現実には国内生産と需要との間にギャップがあると、輸入を行う必要があるということのほかに、かなり織物業者は絹織物の貿易関係で、当然のことながら、生糸に

も内外価格差は大きいわけでございますから苦勞しておるという現状が一つあるわけでござい

ます。私どもは、先生御指摘がございましたように、やはり国内の優良な繭からつくられましたしつかりした糸を例えは縦糸として使うという意味では、一定の生産をきちんと確保しておくことが必要だといふふうに考えております。そういう意味では今の十万俵水準というものは、やはりこれはきちんと確保するように努力していかんやいかぬといふふうに思っておりますのでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 現在、事業団の保有しております在庫でございますが、この二月末現在で一万二千俵ということに相なっております。○村沢牧君 その一万二千俵は国産糸ですか、輸入糸ですか。

か。その前だつてずっと利子補給出したでしよう。一体在庫を処理するために幾ら国費を使つたんですか、あわせて言つてください。

○政府委員(松山光治君) 先ほど先生から御指摘のございました十七万俵余の糸は国内糸として、実は過剰問題で大変関係の皆さんにも御苦勞をかけた糸であつたわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 難い議論があると思いますが、当時の、今から思いますと相当多い二十数万俵という生糸取引流通量を頭に置きながらの恐らく考え方であつたのではなからうかと思ひます。確かに一万二千俵、ひとところに比べればかなり減つておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 現在の繭の生産金額は約六百億でございます。

○政府委員(松山光治君) 現在、事業団の保有しております在庫でございますが、この二月末現在で一万二千俵ということに相なっております。

○村沢牧君 繭の生産金額は、我が国では一年間のぐらゐですか。

○政府委員(松山光治君) 現在の繭の生産金額は約六百億でございます。

○村沢牧君 繭の生産金額が六百億だといふんですね。在庫をこんなに処理がまずくて千五百億も今まで国費を出しているんですよ。本当は、私は予算委員会で追及しようと思つたけれども、いろいろあつてやらなかつたが、この委員会から申し上げますけれども許されませんよ。こんな行政を今後ともすることは絶対許さない、そのことを強く申し上げておきましょう。国費をこんなにたくさん使つて、そして繭の減産をさせてきた。それから繭がうんと減つたんです。当時の三分の一になつた、養蚕面積も減つた。こういうふう

にだんだん養蚕が魅力がなくなつてきたわけでありまして。一々答弁を求めませんけれども、十年前に比べて養蚕農家は三分の一になつた、桑園面積は二分の一になつた、取引量も減つたんですね。ですから、これは六十五年体制の長期見通しと

うんじやないですか。今この五万俵という御指摘の点は、たしか五十七年の国会の答弁でもやつておると思ひます。

○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

ます。○政府委員(松山光治君) 今御指摘のございましたような需給の経過をたどつておるわけでござい

る、畑作の重要作物である。地域によっては養蚕でなくてはならない地域もある。養蚕が最もよい、あなたたちがこれから手を入れようとする、力を入れようとする中山間地帯もあります。ところが、我が国の養蚕は今指摘したような状態になっておる。その中でも群馬県は全国一の養蚕県を誇っていますね。

昨年、私は当農林水産委員会群馬県へ調査に行った。養蚕とコンニャクについて強い要請があつて養蚕農家とも懇談をしてきた。しかし大臣、幸いにして群馬県選出の大臣でありますから、養蚕、生糸についても詳しいであろうというふうに思いますが、我が国農業の中で養蚕業を位置づけて、今までの行政を反省して、これから養蚕家に魅力を持たしていく、そういうことをしなければいけないと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(山本富雄君) 先生のお話のとおりでございます。特に、私はほとんどお蚕地帯で育つたわけなんです。選挙区がお蚕なんです。痛いほど今までの経過をよく知つておるつもりでございます。そこで先生、確かに戸数は三分の一になったり、あるいは桑園面積も半分になったというところですけれども、やっぱり中山間地域で、山地帯ではこれはどうしても重要な農業経営上の作物だといふことがお蚕なんだと。製糸はこれと不可分なんです。これを車の両輪として考えながら今後今までの、今在庫に関するいろいろな御指摘がありましたけれども、ああいうことの反省に立つて誤りを繰り返さないようにしなければならぬ。また同時に、養蚕家や製糸家が安心して将来を展望できるような方途というものを講じなきゃいかぬ。

もう一つ大事なことは、やっぱり絹業者というのがいるんですね。私も養蚕絹業と随分言つてきましたけれども、この養蚕絹業一体だという観点の中で、養蚕新技術の開発普及とかあるいは養蚕の産地形成、あるいはハイブリッドと呼ばれる新素材、こういうものあるいはまた絹の需要促進、絹は最近非常に多くなつてまいりました、御承知

のとおりでございます。こういうことをひとつ各般の政策をまとめ上げながら、しっかり養蚕、製糸業の振興に向かつて頑張つてまいりたい、こう考えております。

○村沢牧君 養蚕がこのような現状になったことは、これは養蚕家の責任ばかりじゃない。政府の価格決定のあり方、つまり五十五年から今日を見てまいりますと、基準糸価、当時一万四千七百円、五十五年が、それが五十六年になつて一万四千円になり二年間据え置き、しかも五十九年には三月に決めたのをまた年の途中で決めて下げたんですよ、これ一万二千円にした。そして、昭和六十二年には九千八百円までおろした。ところが、繭が不足になったからということと昨年ちよつと上げたということですね。同時に、糸価の基準価格を下げてただけじゃない、これに基づいて減反を農林水産省は指導して強いわけですね。桑をこぎなさい、繭を増産してください、桑を植えないといふことと勤める。これが在庫が多くなつたから基準糸価を下げて今度は減反をさせて繭を抑制した。そして最近になつてまた繭が足らなくなつたら桑を植えてください、養蚕をやってくださいと、全くこれが猫の目農政と言ふんですね。

ですから、こういうことをやってきたからもう農民は養蚕というのはだめだ、見通しがないと。そこでもうあきらめちゃったんですよ。だから後継者がなくて年寄りばかりになつた、これは否定することができない事実だと思ふ。

そこで、あした決める安定基準価格は極めて養蚕に、大臣が言うように期待を持たずなら重要な要素を持つと思ひますね。そこで局長にお伺いいたしますが、本年度における安定基準価格、上位価格、基準繭価、数字だけで結構です、今現在、○政府委員(松山光治君) 現行の価格でございますが、消費税抜きで安定基準価格がキログラム当たり一万四百円、安定上位価格が一万三千五百円、それからいわゆる基準繭価、安定基準価格に見合う基準繭価でございますが、これが千五百十八円、

こういうことに相なっております。

○村沢牧君 ちよつと待つてくだされ。上位価格が一万三千五百円……。

○政府委員(松山光治君) 一万三千五百円、安定基準価格が一万四百円、基準繭価、これは下値の方でございますけれども千五百十八円でございます。消費税抜きでございます。

○村沢牧君 そこで、この一年間の生糸取引でこの安定価格帯におさまつた期間あるいは安定価格帯を、上位価格を上回つた期間、これを数字で言つてください。

○政府委員(松山光治君) 下回つた期間はないわけでございますが、すぐ近くまで行つたときはございます。

○村沢牧君 安定価格帯の中に入つた期間は。○政府委員(松山光治君) 安定価格帯の中に入つた日にちでございますが、元生糸年度に入りましてから営業日数が約二百日でございますが、そのうち三十七日でございます。

なお、最近六カ月をみてみますと百十四日中の三十七日、こういう姿に相なつております。

○村沢牧君 そうすると、二百日のうちこの安定価格帯の中におさまつたのは三十七日きりだと、あとはそれより全部高かつたということですね。

そうすれば、この安定価格帯のとり方が間違つたといふことなんです、いけないといふことは、ですから結局、安定上位価格が一万三千五百円ですね、これよりも実勢の糸価は三割くらい高かつた。だから、それらを勘案してこの糸価を決めなければならぬ。安定上位価格よりもずっと高くなつたから在庫を放出しようといつても在庫はないじゃないですか。安定帯の役割を果たさない。したがつて、この糸価決定についてはこの現実を踏まえて、また現行の糸価を踏まえて、現行の実勢繭価を踏まえて決めなければならぬ。どうですか。

○政府委員(松山光治君) 今さら申すまでもないことでございますが、繭糸の行政価格、法に基づきまして生糸の生産条件及び需給事情その他経済

事情から見て適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として定める、こういうことになつておるわけでございます。私ども当然のことながら、この趣旨に則して適正な価格決定を行つていく必要がある、このように考えておるわけでございます。

それで、若干今の先生の現実を踏まえた御指摘との関係で、最近の状況をちよつと申し上げておきたいと思ひますけれども……

○村沢牧君 状況はいいです、状況は知つていますよ。時間がもうないから。

いずれにしても、皆さんがあした決めるであろうけれども、今のようない上位価格であつては価格安定制度があつても同じことになつちやう。このことはあなたさきようの場所では言えないといふふうに思ひますけれども、あなた自身も十分承知をしておるというふうに思ひますから、ただ小幅の上げ幅じやだめだ、もう少し上位価格を上げなきゃいけないと強く指摘をしておきましよう。そしてあしたの晩結果を見ましよう。また連絡しましようね。

さてそこで、この基準価格によつて繭の価格も決まるんですが、きよう発表になつたことしの繭の生産費、数字だけ報告してください。

○説明員(海野研一君) 繭の生産費、本日公表いたしました数字でございますが、繭の場合どうもほかの作物と違ひまして非常に高齢の方が多いいのですから……

○村沢牧君 そんな余分なことはないんだ。数字だけ言つてください、時間がないから。出ているんですよ。

○説明員(海野研一君) 全くほかのものと同じ方式で算定いたしますと、上繭一キログラム当たりで物材費が対前年五・七％アップの……

○村沢牧君 そんな細かいことはいい、最後の結論だけでいいですよ。

○説明員(海野研一君) 千二百二十七円、労働費二千七十三円、第一次生産費で三千二百八十七円、第二次生産費で五・一％アップの三千六百十一円

ということになっております。

○村沢牧君 一キロ当たり繭の生産費は三千六百十一円。昨年がたしか三千四百三十七円であったというふうには思いますからかなり上昇していますね。ところが、今の農水省の基準繭価というのは千五百十八円。一キロ当たり三千六百十一円かかるのに、千五百十八円以下になったら保証しよう、こんな数字で保証価格と言えませんか。言えないと思うんです。私は、この基準繭価を上げるためには安定基準繭価を上げなければならぬ、そうでしょう。だから上位帯を上げるだけじゃなくて糸価そのものだって、基準糸価だって私は上げる必要があると思う。ちなみに、今の繭の実勢価格は恐らく、こういう保証価格は千五百何ぼであるけれども、二千五百円程度だといったところなんです。今の繭の実勢の価格は二千五百円。そうするとそれを基準にして上位価格をはじいたら、基準糸価をはじいたらどのくらいになりますか。

○政府委員(松山光治君) 今先生から御指摘のありました二千五百円というのは、昨年のあのかなり変動する価格の中で形成された繭価水準というふうに考えております。それに見合う糸価水準はたしか一万六千三百円ということだと思っております。

○村沢牧君 実際に基準糸価が低い。生産費から比べてはるかに低いですね。しかし実勢はそんなに低いことじゃ繭はもう足らないんですから取引できない。だから二千五百円ぐらになつていて。そこから糸価や繭価、今話があつたように一万六千円、今の上位価格は一萬三千五百円で市場価格でそれだけ開きがあるんです。そこらもやっぱり基準価格、上位価格を決める一つの目安になつてくるというふうには思うわけでありまして、またそういうふうにはしなければならぬというふうには思つておるところであります。

それ以上の答弁はここで言つても出てこないというふうには思います。しかし局長、くどいようですが、安定上位価格を上げる必要がある、金額

は別としてそのぐらゐな答弁はできるでしょう。

○政府委員(松山光治君) 先ほど大臣からもお答えがございましたように、私も今回の価格決定に当たりましたは、法律の規定に基づいて適正に決定するということではございますが、同時に、蚕糸業が健全に展開する、他方絹業もちゃんと成り立つていく、そういう意味での蚕糸絹業一体となつた展開を図り得るような価格ということに重点を置いて考えていきたいというふうには思つておるわけでございます。

先生から御指摘のございましたように、いろいろなファクターを頭に置きながら決定していく必要があると思ひますけれども、現在の安定上位価格の水準が糸価の実勢の水準、これはどの程度と見るか人によつて大分違ひはあるわけでございますが、ある程度の乖離が出ておるわけは変動がある、大きくなつておるおそれがあることは十分頭に置かなければいかぬ要因の一つであらう、このように考えておるわけでございます。

○村沢牧君 もちろん養蚕あるいはまた生糸のことだけを私は言つてゐるんじゃないやなくて、使う絹業のことだつて考えなければいかぬ、このことは承知してあります。承知をしておるけれども、農水省の姿勢としてはやはり養蚕を振興して生糸をふやしていく、それが農水省のあるべき姿。余分なことを言うようですが、農水省の最近の担当の意見なんか聞いておると、何か第二通産省みたいになつたようなことで、そつちの方ばかり心配しておるということが私の耳に養蚕家なんかから入つてくるわけです。あなたたちはやっぱり農業を守つていくという立場でやるべきだと思ふ。

そこで、絹業のことも考えなければいけないけれども、今着物一枚つくるのに生糸はどのぐらゐかかるんですか。

○政府委員(松山光治君) 着物一枚につき一キログラムの生糸、こういうふうには承知をいたしております。

○村沢牧君 金額は。

○政府委員(松山光治君) 去年の平均の取引所価格

格を一応申し上げますと一万五千三百円でございましたが、それを仮にとりますればそういう水準ということになります。現実には取引されている糸の値段についてはいろいろあるかというふうには思つております。

○村沢牧君 着物一枚に必要な生糸は一万五千円だ。しかし、着物としてつくるに五十五万、六十万もする着物もあるわけ。一体その間の流通経費について本当に真剣に考えておるのかどうか。やっぱり絹業の皆さん方も、それから流通関係のことだつて考えなきゃいけないと思ひます。農水省はそういうことを検討したことがありませんか。

○政府委員(松山光治君) 今着物の例でお話があつたわけでございますけれども、御案内のようにいろいろな絹製品があるわけでございます。特に私どもの方に非常なきつ状況になつてゐるんだということでお見えになる方の多くは、一つは比較的生糸代のウエートの高い小物を扱つておられるような方、それから物によりましては輸入物と相当の競争をしておる、そういう方が多いわけでございます。私ども、やはり蚕糸が健全に発展していくためにはしっかりと絹業が展開しておらなきゃいかぬというふうにも思つております。

今お尋ねの流通問題につきましては、やはり関係省庁ともこれからよくいろいろと御相談しながら進めていくべき話であらうというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 ばつぱつ私の時間も参りますので終りたいと思ひますが、やっぱり農水省はそういう生糸を生産していく、あるいは養蚕を振興していくという基本的な立場に立つて、せつかくできたものが消費者のところに安く行くような、そういう形にしなければいけないというふうには思ひます。ですから、農水省もそういう立場でもつてやつてもらいたいし、新年度予算でも養蚕振興なんかについていろいろ予算を持っておりますけれども、大臣幾らそんな予算を持つたつて、生糸の

保証価格がこんなことでは本当に養蚕をやる人はいないんです。皆さんが技術指導とか、新しい技術だとかいろいろやりますけれども、農家はあなとも知つてゐるのとおり、見てごらんないで、若い後継者だつてそんなにいないですね。ですから、希望を持たせるためには政府の保証する価格、基準繭価にしても基準糸価にしてもあるいは上位安定価格にしても、そのことをまず政府がしっかりと示して、そして養蚕の振興を誘導すべきではないか。

さつき申しましたように、現在の取引糸価と政府の決めた保証価格とはこんなに開いておる。開いたから在庫を出して売り渡して、放出して価格を安定しよう、乱高下を減らせよといったつて出すが在庫がないやありませんか。外国へ頼つたつて私はそんなに期待するほど入つてこないと思う。あくまで我が国の生糸、養蚕を振興させるという立場に立つてこの価格決定について、せつかく群馬県選出の大臣が出たんですから、これから我が県のいい大臣が出たと、やっぱり群馬の養蚕家の皆さん、群馬だけじゃありません、喜ばれるようなひとつ価格決定をしてください。

大臣、最後に見解を伺つて私の質問を終わりたいと思ふ。

○国務大臣(山本富雄君) どうもありがとうございます。先生は御激励をしっかりと体しまして、とりあえず明日の価格決定、諸般をにらみながら適正に決定をさせていただきたいというふうに考えております。

○林紀子君 きう牛肉の安定価格の引き下げが諮問されました。またきうは、加工原料乳保証価格の引き下げが諮問されました。畜産農家の実態を無視して一層赤字経営を押しつける引き下げ諮問に強く抗議し、まず私は撤回を求めたいと思ひます。

諮問についてはほかの委員からも質問がされましたので重複を避けたいと思ひますが、特に指摘しておきたいのは、農家にとつての資金とも言うべき家族労働費が大変低く評価されていることで

す。加工原料乳の保証価格の試算で使っている北海道の製造業五人規模以上の労賃、これは先ほどは推定だということが明らかになりましたけれども、これを一〇〇とすると全国平均賃金は一三六に当たります。ですから、加工原料乳保証価格を全国平均賃金で計算しますと、キロ八十五・九五円、こういう引き上げになり、引き下げどころか七・六%の引き上げをしなければならぬということではないでしょうか。長時間の重労働にあえぐ酪農家にせめて人並みの賃金を保証する、これは当然のことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、三百六十五日乳を搾り飼料を与えなければならぬ、冠婚葬祭にも出席できない、休みもとれないという酪農家にとって酪農ヘルパー制度は本当に切実な願いです。関連対策で総額五十億円のヘルパー助成金を検討しているということですが、当初予算できちんとした制度をつくるべきだということを私からもぜひ要求したいと思ひます。また、制度をつくるだけではなく、加工原料乳保証価格にこれを反映させるということもぜひお考えいただきたいと思ひます。酪農ヘルパーを雇った場合の雇用労働費を含めるべきだと考えますが、それについてもぜひお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(武智敏夫君) 二つございしますが、まず前段の方の加工原料乳の労賃評価の問題でございします。これは法律に規定がございまして、今加工原料乳が生産されておる地域、現在におきますれば加工原料乳向けは、五〇%以上ありますのは北海道だけでございします。北海道の製造業五人以上労賃をとるということになっております。

それから、後段のヘルパーにつきましては、ヘルパーを雇った労賃につきましては当然生産費の中に加味されることに現在もなっております。これから使うであろう者につきましては、使った段階で来年に反映されるというふうな形になっております。

○林紀子君 この飼育労働費、雇用というところ

にその酪農ヘルパーのあれは入っているわけですか。

○説明員(武智敏夫君) そういうことでございします。

○林紀子君 それでは、もう以前からこれは計算をされているということですね。

○説明員(武智敏夫君) 酪農ヘルパーにつきましては、現在でも全国幾つかの地域でやっておる地域があります。したがって、そのやっておる地域で実際にお金をヘルパーを雇って支出した場合には、その雇用労働費の中に入っております。要は今関係団体の皆さんが言っておりますのは、まだ全国的にはそれほど多くないものですから、これを全国でやれるような形にしてみたい。それからあるいは非常に専任のヘルパーのためにいろいろ経費もかかりますので、そういった面倒も見てほしいというようなことで、いろいろ酪農団体が運動しておるといふふうに理解をいたしております。

○林紀子君 大臣にお伺いしたいと思うんですが、私は、先日畜産農民全国協議会という団体の代表の方で、北海道で酪農を経営している方からお話を聞きました。その方は、せっかく搾った牛乳を畑が真っ白くなるほど捨てさせられている。このことを唇を震わせて告発していらつしやいました。生乳換算で三百万トンも現在乳製品を輸入している。ところが、わずか七百万トン程度の牛乳過剰を理由に畑に乳を捨てなければいけない、こういう状況が起こっている。そして、農協の組合員に牛乳を捨ててくれと言って歩かなければいけない、涙を流してこういうことをおっしゃっているわけですが、本心に胸が痛くなる思いがいたしました。搾った牛乳を畑に捨てさせるような政治はやめてほしい、こういう酪農家の血の出るような叫び、これは物をつくる農民の当然の声だと思ひますけれども、こういう声に大臣、あなたはどうかお答えになりますでしょうか。

○国務大臣(山本實雄君) 生乳の計画生産は、生産者団体が需要に見合った生産を行うため実施し

ているものであります。そこで、生産目標を超える際には一般に、今先生捨てるといふいうお話でございしますが、一部ではそういうこともあるようございしますけれども、全乳哺育、また飲ませるといふことですね。それから飼養頭数の調整などの方法によって出荷抑制、すなわちコントロールをしておるといふのが実情だといふふうに私は聞いております。しかし、出荷抑制という観点からは、生乳の廃棄よりも全乳哺育等によって経営の安定を確保しつつ計画生産を実施するのが望ましい、畑にみんなお乳をまいちやうといふうなことはそれはもう大変なことですから、そういうことのないように関係者をしっかり指導してまいりたい、こう思っております。

○林紀子君 子牛に食紅を入れて飲ませるとか、それから親牛に飲ませるとまた乳の出がよくなるので大変困るんだという、そういうお話も聞いたわけですが、牛乳の過剰というのは農民の責任ではないかと思ひます。昭和六十二年から飲用消費が伸びたということもあって、農水省はそれまでの減産方針から増産方針に転換しましたね。酪農に増産を呼びかけました。農家はこの方針に基づいて牛をふやしたわけなんです。しかし、牛乳生産が回復するまでには三年かかる。酪農家の方が言っておりますけれども、水のように蛇口をひねったらどろどろと出て、要らなくなったとて蛇口をとめてそれがとまるわけじゃないんだというところをおっしゃっていましたけれども、現在の事態の最大の原因というのは農水省の見込みではないでしょうか。

北海道が計画を特にオーバーしているというところもありますけれども、これはプラス七・四%の予定が八%になった程度だといふことを聞いています。生き物相手の生産にこの程度の誤差というのは当たりまえのことではないでしょうか。これまで農民の責任にするといふのは余りにひどいのではないかと思います。むしろ、見込み違いをしたのは私は農水省の方ではないかと思ひます。

○林紀子君 輸入の問題でございしますが、現実には昭和六十三年の場合、乳製品の輸入というのは調製品も含めて生乳換算で三百五十五万トン、国内生産量七百七十万トンの半分近くにもなっております。例えば調製食用脂とココア調製品は五十三万トンも輸入されているといふことを聞いております。これは、日本の商社などが外国企業に恵知恵をつかまして日本の輸入制限のハードルを逃れるためにだけ開発されたようなものです。こういう擬装乳製品、こういう事実上の非合法の輸入というも

す。消費量がふえているということを前提にバターや脱脂粉乳の輸入をやりました。見込みが違ったとわかった段階で輸入の方を減らして牛乳の需給調整を図る、それが政治の責任ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 輸入につきましては先生先ほど御指摘のように、六十二年以降飲用牛乳の消費が非常に伸びたわけでございます。ところが、おっしゃいましたとおり生産の方が追いつかないといふうなこともございまして、要は六十二年、六十三年と乳製品がかなり逼迫いたしました。価格が上がりましたので緊急的に輸入をやったわけでございます。昨年の場合には、当初は脱粉は一萬三千トン、バター一萬トンぐらい予定いたしましたわけでございますが、国内の需給といひますか、まだ足りなかつたんですけれども、国内の需給も考えましてそれぞれ八千トンずつで抑えたといふようなことでございまして、去年のクリスマスまではそれで何とかしのいだと思っております。

ただ、飲用牛乳の伸びが去年の秋以降からだんだん悪くなってきておるのに対して、北海道におきまして生乳の生産が、かなりまだフルビッチで伸びておったといふようなことから短期的にギャップが出つたといふことも、現時点ではまだおかしいといふふうに我々は認識いたしております。したがって、輸入したことが間違っておったといふふうには我々は思っております。

○林紀子君 輸入の問題でございしますが、現実には昭和六十三年の場合、乳製品の輸入というのは調製品も含めて生乳換算で三百五十五万トン、国内生産量七百七十万トンの半分近くにもなっております。例えば調製食用脂とココア調製品は五十三万トンも輸入されているといふことを聞いております。これは、日本の商社などが外国企業に恵知恵をつかまして日本の輸入制限のハードルを逃れるためにだけ開発されたようなものです。こういう擬装乳製品、こういう事実上の非合法の輸入というも

ことは事実でございます。特に豚の場合、家庭消費が四割でございます。この四割につきましては既に十年ぐらゐ前から三角といいますが、家庭消費は伸びがむしろマイナスになっておるといふようなことがございます。ただ、豚の場合にはいわゆる加工品向け、ハムとかソーセージが大体三割でございますので、そちらの方がかなり伸びてきて、全体としましては一、二％というふうなことで伸びてきたのが現在まででございます。

これからでございますが、先ほど話題に出ておりました長期見通し、ことし決めたわけでございしますが、一応それで見ますと我々〇・七％から一・三％ぐらゐの年率では伸びるといふふうに思っておりますけれども、単年度単年度につきましては、いわゆる生産者団体でつくっております、これも計画生産をやっておりますが、そういうところで議論をしていくのがいいのじゃないかというふうに思っております。

○井上哲夫君 今のお答えにもありますが、加工豚肉の需要拡大といいますが、これは今大変重要な問題だと思えます。的確な豚肉の消費の拡大策というのは、結局は加工利用促進対策的確になされるかどうかということに尽きるかと思うんですが、その点でさらに今に関連してお尋ねをいたしたいと思えます。いかがでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 近年加工向けで特にオールポークソーセージ、いわゆる豚肉だけでございします。若干ほかにもまぜてつくっておるようなものもあるわけでございしますが、オールポークというふうな形で伸びてきたものもございしますし、あるいは手づくりハムというふうな形で従来かなり伸びてきたりもいたしております。そういった加工向けの方の需要開発をやりますと同時に、やはり四割が家庭消費でございますので、その四割とそれからいわゆる業務用需要というのものを三割ぐらゐでございます。そういった形につきましても、それぞれマスメディアを通じてような消費拡大ですとかあるいは国産の豚がいわゆる低級な部位、ヒレなんかでないものなど、そういったものにつ

ましても、これからやっぱり消費してもらうような形でやっていかなくやいかぬのじゃないかというふうにも思ったりもいたしております。販売店を通じて肉の日の日とあるいは豚肉の特別販売ですとか、いろんなメディアなり、いろんなまた機会をとらえて消費拡大をやっていくというふうなことが大事じゃないかというふうにも思っております。

○井上哲夫君 私が小耳に挟んだというか聞くところによりますと、例えば大手のハムメーカーといいますが加工業者は、相当輸入の豚肉を使っている。一説によると七割ぐらゐそうではないだろうか。そのために、国産の豚肉を使つて手づくりハムだとかウインナーをつくっている小さな法人といいますが、農家の団体は非常にそういう大手の攻勢に苦しんでおる。それは、裏からいえば輸入豚肉の攻勢に苦しめられているというふうなことを聞いております。

そこで、商品にそういう国内の豚を使った商品とかあるいは輸入の豚肉を何割使った商品とか、そういう表示、義務とまでいかにないにしても、そういう方法によって国内の豚肉の需要の拡大というふうなことは考えられないでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 現在JAS法という、いわゆる農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律というのがございまして、品質表示基準等も定めておるものがございます。したがって、これらの中で原材料ですとか内容等ですとか、あるいは輸入品にありましては輸入業者というふうなことを表示できるようにしておるわけでございしますが、残念ながら原料豚肉の表示につきましては必ずしも規定がないというふうなことになるております。それに対して、一部の地域といいますが、自分たちがつくりました豚肉を原料にいたしまして手づくりハムをつくったというふうな形で、日本の各地域でいろいろPRされたりしておるところがございます。そういった形はそういった形で伸ばしていったきたいと思ひますが、おっしゃるような形での、いわゆる

原材料が国産かどうかということは、これは正直言ひまして確認が技術的には難しいというふうなこともございしますし、それから加工メーカーが仕入れの段階で国産も使っている、輸入品も使っているわけでございしますので、そういったどちらがどちらということも現実的には把握しにくいというふうなこともございまして、現実的には先生御指摘のような、原料の中身まで規定することが現状ではまだ難しいというふうな実態でございます。

○井上哲夫君 今まさに御指摘がありました、こういう自分たちで安全なといいますが、健康に育てた豚で、その肉で自分たちで商品をつくる。こういうところの仕事をやっている人たちに、何かが自分たちの商品と大手の業者との商品の、消費者が見て明らかでない目印といいますが、あるいは銘柄商品と銘柄商品でない差別ができる方策はないかと、国の方がそういうところに側面援助をしてもらいたいんだというふうなことがあるわけですね。私の三重県の伊賀盆地でも、まさにそれに該当するような手づくりハムをつくっているわけですが、今のお答え以上には出ないんでしようが、側面的援助は何か検討の余地があるのかどうか、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○説明員(武智敏夫君) いろんな地域の銘柄の、これは豚肉だけではございせんけれども、あるいはプロライザーとか卵だとかいろんなものがございします。そういうことを出店するような機会は我々もPR費を持ったりいたしております。

(理事北修二君退席、委員長着席)
そういうところに出すことによりまして、今は限定されて一地域だけにしかないものを全国的にといいますが、もっと広い分野でPRするといふような手段はあろうかと思ひます。

○井上哲夫君 次に、先ほど出ましたが、ぬれ子というんですか、いわゆる乳牛の雄の場合にはほとんどなく、生後してすぐに手放してしまふ。しかし、最近では酪農家の間で肉肉複合経営というんです

か、そういう考えで、国の指導もあつてそれに挑戦をしている農家もあるということをお聞きしておりますが、この肉肉複合経営の酪農いわゆる農家に対して、国の方がどのくらい熱心に援助をするか。例えば施設整備あるいは人手の問題もあるかもしれないし、融資の問題もさらにはノーハウの伝授というふうな問題もあるかもしれないが、その点について今の時点でどのような考えがあるか、お示しをいただきたいと思ひます。

○説明員(武智敏夫君) 酪農家が、生まれて普通一週間ぐらゐで売り渡すのをぬれ子と称しておりますけれども、酪農家の労働条件なりあるいは施設のなり、そういった点から酪農をやりたいがぬれ子の哺育育成もやる、いわゆる肉肉複合経営をやるといふ形、これは四、五年前から農水省としては推奨をしてきたわけでございします。酪農の方は計画生産というふうなこともございまして乳を搾りにくいというふうなこともございします。で、肉の面から所得をふやすというふうな観点から進めてきたわけでございしますが、若干酪農の事情がよくならずと、やはり沿革的なこともございまして肉の方には手を出さないといひますが、逆にまた手を引つ込めるといふような傾向がございします。そんなことで必ずしも伸びておりませんけれども、やはりこれから基本的には複合経営でやっていくのがいいのじゃないかというふうな思っております。

国としましては、先ほど言ひましたいわゆる緊急対策の中でもやっておりますし、いわゆる複合経営を始めますれば一頭当たり幾らというふうな形も出していますし、あるいは農業改良資金の中に畜産振興資金というものがございしますが、これは無利子の資金で、例えばカウハッチなんかも置けるようにしたたりいたしております。いろんな形で肉肉複合を進められるようにいたしております。

○井上哲夫君 今の場合に、少し状況がよくなるとぬれ子の哺育、肥育ですか、そちらの方が努力しなくなるという、その原因というのはどうい

ところにあるんでしょうか、端的に言えばということですが、今いろいろおっしゃいましたが、最大の問題点というのはどこでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 酪農の経営の状況がよくなりまして、いわゆる酪農の方にむしる力を入れるといますか、酪農の本来の姿に戻るといふこととでございます。いわゆる計画生産で、例えば本来搾りたいけれども搾れない状況のときですとお肉の方にも手を出してやろうかという機運がございまして、先ほど来言っておりますが、酪農もかなり需要と供給の関係が三、四年で変わるような格好になっておりますので、そういったような状況が一番の大きい原因じゃないかというふうに思っております。

○井上哲夫君 もう一点、この乳牛の場合には相当以前から乳量、乳質のデータといいますが、それを一頭ごとに集めたいわけばデータバンクといいますが、そういうものがかなりそろってあると。しかもそれが、そういうデータを維持してその活用といえますか、それを図るということをやってきました。聞くところによりまして昭和四十九年から行われているというふうな聞いておるわけですが、最近このデータの、これは乳用牛群検定データというんですか、これをさらに拡大していいという機運よりも、むしろこれは縮小、取りやめられるのではないかと、このような懸念もあるようでございますが、この点について、むしろ今は情報化の時代でパソコンも各家庭にあるぐらゐの時代ですから、もう一回再検討して拡大、さらにこれをうまく活用できるのではないかなというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 牛群検定と称しておりますけれども、我々従来から力を入れておりますし、これからも力を入れていくつもりでおります。現在四〇%ぐらいじゃないかと思いますが、これをもっと高くやっていきたいと思いますが、これにつきましてはいわゆる検定組合というのをつくりまして、乳用種ホルスタインの雌一頭ごとに乳量ですとかあるいは乳質ですとか、あるいはえさの

やり方ですとか繁殖ですとか、そういったものを一つ一つ記録をとりまして、要は全国の中で自分の位置づけもわかるようにいたしますし、都道府県の中での自分の位置づけもわかるようにいたします。いいものは残していつてよくなものは淘汰していくというようなことを通じまして、まさにいい牛を置くというような格好でやっておりますので、これからも力を入れてやっていくつもりでございます。

○井上哲夫君 最後に、先ほどちょっと大臣、席を外されましたのであれですが、もう一度豚の問題に戻ります。

各地方には養豚業者が必死の努力で銘柄、いわゆる優秀な豚をそろそろ均一の肉がとれるように、そういうものをそろそろということでも必死に努力をしております。このことを聞いておるわけですが、今とすれば牛肉というところにくわけですが、日本における養豚業者のそういう一層の技術改良といえますかあるいは経営規模の努力、そういう点で特に種豚の改良育成、こういうところについてはどのようにお考えになっているか、お尋ねをいたしまして私の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○国務大臣(山本富雄君) 先生せっかくのお尋ねですけれども、審議官の方から答弁させていただきます。

○説明員(武智敏夫君) 先ほど申しましたとおり、豚につきましても需要の伸びそのものは鈍化したしておりますけれども、まだまだ需要は伸びることになっておりますので、我々もいい豚肉を食べてもらおうというような形で、しかもそのためには、種豚のいい豚をつくっていくかなきゃいかぬわけでございますので、そういう形でやりながら、他面ではまた消費促進というような形もやっていくというふうな思っております。

○井上哲夫君 終わります。

○橋本孝一郎君 できるだけ重複しないように、まず大臣にお尋ねしたいんですが、和牛の質の向上の問題であります。

当然、輸入自由化になりますれば国産牛肉と輸

入牛肉の競争ということで、価格の面では大変コスト面、いろいろと問題がありますけれども、最近グルメリズムというのにも非常に多くなっておりますわけでありまして、そういった点で、現在和牛の方が味の面から見ても上等とされているのが一般的な常識であります。特に日本人好みというんでしょうか。これも、日本をターゲットにして牛肉の輸出国がいろいろ優秀な種牛等、あるいは生産を含めて努力してくるというようなことも聞いております。過去、オーストラリアでもそういうことがあってそれがババになって大変な問題になったこともありました。

九〇年代を展望しますと、日本の牛肉生産は決定的な影響を受けてくるだろう、特にそれは後半にきつくなってくるだろう、そういう個々の改良も含めてですね。関税関係も後半にはそれと薄れていきます。そういう面でも日本の和牛が肉になるためには、現在の家畜改良事業団、いろいろ努力されていると思いますが、一層の整備によつて高品位の和牛を開発する必要があると考えられるわけですが、そういう点についてどのような対策を立てられておりますか、大臣のお考えをお聞かせいただけます。

○国務大臣(山本富雄君) お答えいたします。

肉は私も大好きでして、特に和牛は何となく、日本人の嗜好に非常に合う。ですから、これは大いに改良してそして立派なものに育てていく必要がある。肉の需要が今後、先ほどの検討のとおり状況でございますから、和牛を育てていくということは非常に大事だと、こう思っております。現在、国、都道府県及び先生おっしゃった家畜改良事業団一体となつて、今和牛の改良というところを目指してやっているとございしますが、今後ともより能力の高い種雄牛の生産と和牛の改良に一層の努力を傾けていきたい、こう思っております。

○橋本孝一郎君 次に、これはちょっと事務的な小さい問題ですけれども、いわゆる生産者補給金の交付の問題についてお尋ねしたいのですが、肉用子牛の価格が標準価格を下回った場合には、都道府県で肉用子牛価格安定基金協会が生産者に対して補給金を交付する、こういうふうになっております。何か今までのいろいろな実態のお話を聞きますと、子牛の生産農家に対し、補給金事務の円滑化というのがもっとスムーズにならないものかというふうな意見もあるんですが、今はそういう状態ではないかもしれませんけれども、今後どのような措置を講じられるのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(武智敏夫君) 今先生おっしゃいましたとおり、ことしの春から新しい法律に基づいた制度に切りかわっていくわけでございますので、従来任意にやっておりました、肉専用種の方はかなり加入率も高かったわけでございますが、例えば乳用種でございますと加入率が非常に低かったというふうなこともございまして、それから新しい制度はかなり内容的にも充実されておりますので、そういったPRもしなきゃいかぬというふうなこともございまして、平成二年度の一般会計予算をこれから御審議していただくかなきゃならぬわけでございますが、その中に都道府県が行います普及啓蒙に要する経費、一億円弱でございますが、そういうふうなのを盛り込んでおります。

それから、そのほかにそれぞれ先ほど言いましたとおり、現在では各都道府県に一つの団体、基金ができております。その基金がいろいろ経費もかかりますので、またその基金の運営が円滑にできるような形につきましても現在内部で検討いたしておりますので、そのうち決定できるというふうな思っておりますが、いわゆる県のPR費と許可の段階のいわゆる運営費というふうな面でも面倒を見まして、各農家の方々が、一〇〇%というのはいろいろ難しい面もございしますが、かなり入っていただかなくて、現実には子牛の値段が高いものから発動されませんけれども、いざというためにやっておくわけでございますので、そういう方向でやっていきたいというふうに思っております。

ります。

○橋本孝一郎君 次に、畜産振興事業団の財務についてでありますけれども、畜産振興事業団が、六十三年度から平成二年度までの間の輸入牛肉勘定における利益の一部を平成二年度の生産者補給交付金等について充てるための資金として管理されていくことになっておられるわけですが、資金の管理はどのようにして行われるのか、まずお伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(武智敏夫君) 新しく発足いたします肉用子牛の補給金制度でございますが、来年の自由化された後におきましては関税収入をもつて充てるということにいたしておりますけれども、この四月から来年の三月までの間におきましては、これは関税収入が入らないものですから、過年度といえますが、六十三年度の輸入牛肉の差益とそれから元年度、まだ経理を締めておりませんけれども、元年度の締めたところから二割を入れるということにいたしまして、既に百三十億円ほど資金として積み立てております。それに元年度を締めましてまた二割入れたものと、それから翌年度生ずるものから使えるということになっておりますが、それらを資金にいたしましてきちんと補給金に充てられるような状態で管理いたしております。

○橋本孝一郎君 ちょっと飛び飛びですけれども、肥育豚についてはお尋ねしたいと思ひます。

肥育豚においては、第二次生産費は一・二%減となっておりますものの、粗収益が六・四%もの減となっております。したがって、肥育豚の経営は存亡の危機にあるということが言われておられるわけですが、にもかかわらずきのう行われた食肉部会の答申では安定価格を据え置く、こういうふうにしていくわけですが、肥育豚経営については大変これは問題でありまして、抜本的な改善が必要と考えられますけれども、今後どのような対処をする方針なのか、ひとつお伺いしたいと思ひます。

○説明員(武智敏夫君) 豚肉につきましては、や

はり基本的には需給関係といえますが、需要に見合った生産をやっていくことが必要だというふうに出ておりますように、ほかの牛肉なんかには比べますと需要の伸び率が低いということでございます。それに對しまして、生産の方がかなりふやしやすいというような環境になっておりまして、ともしますと需給バランスが崩れやすいというような状況でございます。

したがっていまして、この一年間で見ますと、去年の秋、通常豚肉といえますのは、秋下がりで春から回復してくるというのが通常のパターンでございますが、去年はかなり安定帯の中でも下の方で実勢が推移したということで、かなり経営的に厳しかったんじゃないかと思ひます。ただ、最近では値段がまた実勢がやや回復しておるといふようなこともございまして、やや経営的に回復基調にあるのじゃないかというふうに思っております。

いずれにしても、生産者団体を通じてきちっとした需要の見通しを立てて、それに対して生産をやっていくというふうなことをやっていかなきゃいかぬというふうに思っております。それからいわゆる公害問題といひますか、豚につきましてはいろいろな意味で公害がきまっておりますので、そういった面につきましてもきちっと我々も対応をさしたいというふうに思っております。

○橋本孝一郎君 最後に、行政価格の単年度主義に対する改善でありますけれども、現在生産費が下がった行政価格も引き下げるといふ単年度主義をとっておられるわけですね。しかし、これでは一生懸命農家が努力しても努力しただけ価格が下げられるというのか、いつになっても経営が安定しない、常に将来に対する不安を抱えながら生産活動をしなきゃならないという単年度主義の欠点があるわけですね。このように、現在毎年審議を開きまして、その都度価格の引き下げを行っているのは、そういう意味では、ある意味において農家に

も非常に農政不信という一つの原因にもなる、助長にもなると思うのであります。

そこで、単年度主義を改めて、少なくとも五年とかあるいは十年単位がいいのかどうかわかりませんが、そういう価格設定を行って安心して経営ができるビジョンを示すべきではないかと考えるのですが、ひとつ御所見をお伺いしたいわけでありまして。

加えまして、今回の畜産審議会に見られるように、政府が下げの諮問を提示する、いろいろの関係議員を含めて現行水準以上になるように努力するようにという、常にそういう構図が繰り返されておるわけでありまして。これは国民各層ばかりでなく、生産農家からもやっぱり不信を払拭したくないのではないかと思います。そういう点からも、農産物行政価格の単年度主義というのを改めて、もう少し中長期というんでしょうか、価格水準を決定するような施策等の実現を図るべきではないかと思ひますが、ひとつお答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 価格政策は、もう御案内のとおりでございます。生産の豊凶でありまして、あるいは国際的な市況変動によりまして国内市場の混乱を回避して、農産物の生産と消費の安定、あるいは農業所得と消費者家計の安定を図るといふような機能を持つておるわけでありまして。そういう機能を頭に置きながら、我が国の主要農産物につきまして、作物の特性に適した価格安定制度が設けられているわけでございます。行政価格の決定に当たりますのは、各それぞれの専門の方々に参加いただいている審議会に諮り、決めていくわけ、毎年決定しているわけでございますけれども、その際には生産費その他の生産事情でありますとか、あるいは需給事情、物価その他の経済事情を参酌して適正に決定しているわけでございます。

そういうことから見ますと、基礎となります飼料など生産資材の価格の水準の変動でありますとか、あるいは農産物の変動、豊凶変動によりまして

需給事情の変化等につきまして、将来にわたる確に見通すということがなかなか率直に言ひまして容易でないということで、行政価格を長期的に決定するというのを仮にしました場合に、実態との乖離を生じ価格が硬直的になるということで、価格政策の持つべき機能を必ずしも十分發揮し得ないということで、単年度ごとにそれぞれの事情を参酌しながら決定しているわけでございます。

ただ、その際におきましても、特に昨日諮問いたしました畜産物、牛肉あるいは豚肉の価格につきましても、最も生産要素で変動の大きい要素費等につきましては、異常な変動をなすような措置をやるとか、需給実勢方式を食肉はとっておるわけでございますけれども、その際に過去の実績した価格につきましても、異常な長期変動につきまして修正をしながらやるということで安定性を保つような配慮をしながら決定しておるわけでございます。今のところ、価格の安定ということが確かに重要な要素でありますけれども、それぞれの価格の持つ機能を發揮させるためには、現在のようなことで、専門の方々の御意見を拝聴しながら決定していくという方が実態に適しているんじゃないかというふうなことで、今のようなことでやらせていただくというわけでございます。

○喜屋武眞榮君 私は、持ち時間がわずかでありましてけれども、歴代の農水大臣に初めての質疑をいたす場合に必ず確認しておることがございますので、よってきょうも農水大臣にまず次のことを尋ねたいと思ひます。

それは、確認したいということは、いみじくも農水大臣が農は国のものである、こういうことをおっしゃったわけなんです。そのことについて、もし国のもつというところが事実であるならば、必ずその農をもつとを担う、農民、農家が誇りを持ってそして意欲的に農業に携わっていく。そうして、農民であつて農家であつてよかったという誇りを持って生活の裏づけもある、こういうことでなければ、その農のもつというところは、これは絵にかいたもちにすぎない。私は願ひて、えてして

日本の農政がれつきとした大黒柱を打ち立てられ、そして金科玉条としてそれが、歴代の農水大臣が大事にしておられるわけなんです、事実はえてして理念的に先行して、農民、国民生活の立場からはギャップがある、ついていけない、ここに問題が介在しておると私は思っております。

そこで、私が確認してきた一つは、国民の命と暮らし、健康をつくり上げるところのこの日本農業が、本当に国民の血となり肉となり、随にしみて健康の裏づけに、命の裏づけになっておるとするならば是として、国民生活あるいは生産農家からしましても、不平、不満に満ち満ちておるといことが現在及び過去における農民の怒りであり不満であると思わなければならない。そこで、この日本農業の混乱、混迷、この事実はどこにその原因があるのか、こういうことをいろいろ私なりに考えてみた場合に、私が確認してきた一つは、何としても国内自給向上を確立していく、そしてそれで足りなければ外国に依存する、これは当然な道行きであると思うんです。

そして、その中でわけても基幹作物というのは国の責任において保護、育成すべきである、この私は常に信じておるわけなんです。そういう点から日本農業、そして農は国のもという大黒柱と結びつけばるかにそこに距離がある、これも否めない事実であると思うことなんです。

そこで私は、いい政治というのは、善政というのは国際的にも国内的にも国民の理解と信頼を前提とするところにある政治が広がり、高まり、そして国際的にも理解と信頼が培われてくる、こういう信ずるわけです。そういう視点から見た場合に、まさに日本の農業は混乱、混迷に陥っております。国際的にも理解と信頼ならざる、そこに違和感が広がっております。そしてまた、日本の農業が本当に国のものであるという柱に結びついてその実を示しておるならば、後継者である若者たちが夢と希望を持って、それこそ体当たりで取り組むというのが当然のことだと思わなければならない、若者は農業離れ

をしておるといことも事実であります。そこに後継者の問題も出てくるわけなんです、問題となってくる。

こういったあれこれ思い合わせた場合に、私は原点に戻って、大臣が農は国のものであるということをおっしゃったそのことを事実で示してもらいたい。絵にかいたもちではだめなんです。事実で国民に具体的にこたえてもらいたい。大きな期待を寄せることを前提にして大臣に、農は国のものであるということは単に絵にかいたもちではなく、本当に血となり肉となり国民生活に溶け込んでいく、そして健康と命を支えていく、こういう農業でなければ、農政でなければいかぬのではない。おっしゃることはどなたもおっしゃっておられるんです。ところが事実は、顧みて実らぬうちに次々とかわってしまっていて、そしてさらに国際情勢の激動の波に巻き込まれてますます停滞していく、これが事実のように私には思われる。今度こそひとつ、農水大臣がぜひおっしゃった国のものであるということを実践で示していただきたい。

そのことをまず冒頭に求めまして、そして短い時間でありまますから、沖縄の農業問題はややもすると取り残されがちでありますので、時間の範囲内で沖縄問題を取り上げていきたいと思いますので、まず大臣の基本的な姿勢を聞きたい。

○国務大臣(山本富雄君) 今先生からさまざま御指摘がございましたが、農は国のもというの、私の言うなれば初心でございます。初心は忘れちゃならないと思っております。これは貫きます。

また、絵にかいたもちにならないように、こういう御忠告でございますが、まさにそのとおりでございます。ただ、理想と現実のギャップというのはどうしてもあるというふうにも思う毎日でございます。まして、ひとつ理想を追いかけていながら、ただそれが絵にかいたもちに終わらないように、一つ一つステップ・バイ・ステップで頑張っております。また参議院の仲間でも

ございますので、ぜひこれからも御指導を、農政進展のために一緒にお助けを願えれば大変ありがたい、こう思っております。よろしくお願いいたします。

○喜屋武眞榮君 沖縄の畜産の問題についてひとつ触れたいことは、まず沖縄畜産の特徴は、日本における亜熱帯そして温暖、いわゆる自然条件が畜産にふさわしい条件を備えておる。ところが一面、本土から地理的条件、離れておる、あるいは気象条件、干ばつ、台風、こういったハンディを持つておることも事実なんです。そういうメリットとデメリットの面もありますけれども、それを克服しながら、農業総生産が千五十億の中で畜産が三百四十四億、約三分の一を占めておるんですね。ところが、こうして前向きでアップしつつある状況の中で、六十三年の六月に日米、日豪の合意による牛肉自由化の決定それから円高による畜産物輸入量の増加など、そうして豚肉、鶏卵価格の低迷、需給バランスの不均衡、こういった外圧によって瀕死の重傷に追いやられつつある。とりわけ、肉用牛を除く全畜種の生産調整問題を今引き起こしておる現状であるんです。

この状況を踏まえて、沖縄の畜産をめぐる厳しい環境という点に絞られるわけですが、さらに沖縄の特殊事情から十分御理解を願っておると思うんですが、基地被害ということ、農業のみならず沖縄の問題を論ずる場合に基地被害ですね、まず県土の一一％を基地が占めておる。そして、沖縄本島で二一％を占めておる。さらに地方自治の村づくり、ふるさとづくりの立場から一市町村で七五％以上基地が占めておるとい、こういう特例を忘れてはいけません。そしてさらに、機能の面から、日本における米軍基地の専用基地機能が七五％沖縄にあるという、基地の中に沖縄があるというこの事実を何としても抜きにしてはいけません、こう思われるんです。こういうことも踏まえて、さらに復帰の時点でもう十八年になります、十八年前に日米の合意によって返還が約束された。その中のまだ五〇％も返還さ

れておらない。この事実なんです。まさに踏ん張りけつたりと、こう言わざるを得ません。この事実を踏まえて、沖縄の農業そして畜産をどのように配慮していくとしておられるのか、大臣の姿勢を、理解と愛情をひとつ述べてもらいたい。

○国務大臣(山本富雄君) 先生の御出身の沖縄県が、我が国でたまた一つの亜熱帯気候地帯に位置しております。農業というのはその気候風土によるわけでございますので、その特性を生かしていくことだ、それがあすの地域の農業の発展につながるわけでございます。中でも、今御指摘にございましたが、畜産につきましては、豚それから牛を中心にして、沖縄農業において非常に重要な分野を占めておる、きょう私は数字をもう一遍見直しましてその比率が非常に高いということをよく認識いたしました。

特に畜産の問題でございますが、明年四月からのいわゆる自由化の問題がございます。この国際化の進展の中で沖縄県を含む我が国の畜産の振興、合理化を図るために、今までいろいろ御議論願いましたが、生産性の向上とかあるいは消費の拡大とか、あるいは価格の安定などの各般の施策を総合的に展開して畜産経営の健全な発展を図ってまいりたい。これは畜産だけではございせん、沖縄の農業、これはあしたまた糖価安定の問題をいろいろ御議論願いますけれども、それらなども含めましてできる限り沖縄の置かれている地域的な事情あるいは特殊事情なども十分考慮に入れながら、沖縄農業進展のために一生懸命やっております。

特に私、この間閣議で砂田沖縄開発庁長官から沖縄の事情についていろいろ話がございます、農政の問題でも山本君しっかりやってくれよと、沖縄と北海道の話がたまにいろいろ話を聞いたので、しっかり勉強してやっていきたいと思っております。喜屋武先生にもお助けいただきたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 それではもう一つ、時間が差し迫っておりますので簡単に申し上げます。

もう一点は、それこそひとつ大胆な発想を發揮していただいて、本大臣は、歴代大臣みんな誠意を持って当たってくださることは敬意を表しておりますが、特にひとつ、沖縄問題についていろいろありますけれども、まず肉用牛の経営については牛価が近年高値を呼びつづつある、それから乳用牛の経営においては生乳の生産量が需要期の夏場に減少し、春先に増加するため需給の間に不均衡を生じておる、それから養豚経営においては円高によって配合飼料価格が非常に低下しておる。こういった内外価格差の縮小の問題もありますけれども、食肉、酪農経営問題、この打開策を何としても抜本的に解決してもらいたいという切望するんですが、大臣の御見解を求めて私の質問を終わります。

○国務大臣(山本富雄君) 審議官から答弁させます。

○説明員(武智敏夫君) 牛肉の自由化のこととの関連で、沖縄につきましては関税率等が違っておったようなこともございます。したがって、そのあたりにつきましては現在まで沖縄県とも相談しておりますし、これから相談してやっていきたいと思っております。

えさの問題等につきましては、これは沖縄だけでなく本土の方もございますが、為替レートの変動等による影響を何とか基金による補てんとしたようなことに対応できるように、我々も努力したいというふうに思っております。沖縄の場合には、やはり内地に比べましても草資源が非常に恵まれておるといいますか、数回とれるわけでございますが、数量が非常に多いわけでございますので、肉用牛、酪農の場合にはまだまだ少ないわけでございますが、豚も含めまして、我々も県と相談しながらその振興策につきまして努力してまいりたいというふうに思っております。

○星野朋市君 最後でございますが時間の制約もございますので、端的にお尋ねしたいと思っております。

牛乳の件でございますけれども、非常な農家の

御努力によりまして生産性の向上が図られております。個々のデータその他につきましては多少異論があつたと思うんですが、これは統計のいわゆる継続性ということから申しまして、現在の統計を見ますと、特に搾乳量その他については大変な生産性向上がなされておるわけです。これは競争の原理のもとでは当然でございます。これは内外価格差の問題がございまして、これは生産性向上に伴う価格の引き下げということとは必然的なものだと思っております。ただ、生産者価格の引き下げがいわゆる消費者の価格に反映しないという点では、これはいつも非常に問題でございますけれども、農林水産省の問題ではないと思っております。十分な配慮を払っていただきたいと思うわけでございます。

それで、生産者価格の引き下げについては、一種の妥当性は考えられるわけでございますけれども、生産性の向上が即価格の引き下げということでは、農家にとつては再生産の意欲がなくなるわけでございますから、この点について農水省は格別の御配慮をいただきたいと思うのでございますが、その施策その他についてお聞かせいただければありがたいと思っております。

○説明員(武智敏夫君) 生産者価格と消費者価格の関係につきましては、きょう午前中、菅野先生からも御指摘ございましたとおりでございます。我々、農家の方々が安く売ることになった分につきましては、当然にメーカーから消費者価格として安く回るように努力しなければならぬというふうに思っております。

それから、農家の方々がいわゆる生産性向上した部分につきましては全部吸収してしまうのでなくて、やはり生産者の方々に還元しなければならぬ、そうでなきゃ意欲がわかないということにつきましては、我々としてはそれなりに配慮いたしておりますのでございまして、五・八%の下げに對しまして今日試算いたしまして、きょうの審議会でも御意見を聞いておるというふうなことで

ございまして、我々も従来からそういうことでございまして、これからもそういう考えでやってまいりたいというふうに思っております。

○星野朋市君 先ほどからお話を聞いておりました、牛乳の消費量の伸びが昨年あたりから非常に少なくなったというお話でございますけれども、ちょっと視点を変えて申し上げたいんですが、私も、我が国の人口動態にこれが関係があるのではないかと考えております。

私の記憶では、成人女子の再生産率がたしか一・六七、それから成人女子の再生産率も二を割っているような状態でございます。これは農林水産関係だけではなくて、将来に向かっての社会的な大きな問題でございまして、そういう面から見ますと、こちらで乳製品の伸びの状態に何か変化が起きているのではないかと。また、例えば牛乳は先ほど御指摘がありましたように、三・二から三・五というように脂肪を多くして牛乳をおいしくしたということで需要の伸びは多少見込められると思いますが、日本人の食生活全体が炭水化物への移行というような健康志向もございまして、特に乳製品及び畜産物に対する、高脂肪、高たんぱくの食生活というのはこれから少し変わっていくのじゃないかと思っております。

そういうことで、従来のような統計の延長上で物を考えていると将来に向かって構造上の大きな問題が起こればと思うんですが、農水省、いかがでございますでしょうか。

○説明員(武智敏夫君) 先生御指摘のように、人口との関係でいきますとやはり若い人たちが牛乳を飲みまして、高齢者になりますと牛乳や乳製品の消費が低いということは事実でございます。したがって、かなりの人口構造との関係があるということとは、既に関係の団体等も言っておるところでございます。

ただ我々、わかりませんといいますが分析が十分までできていないわけでございますけれども、六十二年から元年度の上半期ぐらいまではかなり消費が伸びておったわけでございますが、それ以降

降や伸び率に陰りがきておるというようなことでございまして、人口の動態といえますのは、急激に二年や三年で変わるといふことではないというふうに我々思っておりますので、そのあたりの人口動態と牛乳の消費量の関係等、それから当然牛乳なり乳製品にいたしましても、いろいろな要因で消費が伸びたり減ったりだといふふうに思っておりますので、そのあたりの関係につきましてこれからも十分調べていかなきゃならぬというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これは牛乳だけではなくてございまして、そういった人口動態との絡みも考えながら、これからの消費の拡大等についても検討していかなきゃいかぬのじゃないかというふうに思っております。

○星野朋市君 質問が多少ダブるかもしれませんが、昨日審議会において肉用子牛の基準価格というのがほぼ決まったように思うんですが、その価格についても一度お知らせいただきたいと思っております。

○説明員(武智敏夫君) 肉用子牛の保証基準価格につきましては、昨日畜産振興審議会の食肉部会に諮問いたしましてやむを得ないということで答申をいただいております。この考え方につきましては、先ほど申し上げましたけれども、いろいろ自由化によりましてその影響がどう出てくるかということも初めての試みでございまして、正直言いますと、我々も審議会でも四回にわたって審議してもらいまして、一つの方針は打ち出してもらったわけでございますが、これからデータを整備しながら弾力的にいたしますが、新しい物の動きに即したような形で弾力的に対応していきたいというふうに思っております。

○星野朋市君 先ほどどなたかからお話ございましたが、今肉用子牛の値段が非常に高い。確かに、一時の高価格からすればもうピークアウトしたと思えますけれども、実際には五十万円というような値段がつけられているということ

で、せっかくの基準価格が設けられましたけれども、実効があるのかどうかというのをもう一度お確かめしたい。それから、この様子を見てまいりますと、要するにビッグサイクルのような形が起らないのではないかとこのことを思うわけですね。その点いかがでございますか。

○説明員(武智敏夫君) この新しくできました肉用子牛の補給金制度につきましては、これはいわゆる牛肉の自由化による悪影響、いわば自由化されまして外国の牛肉がどんどん入ってきますれば、それが国内の肉産の枝肉の価格を下げて、その結果肉用子牛の値段を下げるというような心配がございましたので、この法律をつくっていたいたわけでございます。

それは、四月から動き出すわけでございますけれども、現実はその決められる価格よりもはるかな上の方を歩いておるといってございまして、我々が当初考えましたように、先ほども鎌田先生からお話ございましたが、要は自由化が近づくにつれて枝肉の価格が下がるであろうと思つたのが、現時点ではまだ下がっていないといううなことでございまして、ある意味でいいですね。制度が動き出してもその適用にならないというところが不幸中の幸いといえ変ですが、ある意味で発動がないということは農家の方々にとっても非常に喜ばしい次第じゃないかというふうに思っています。ただ、これが本場にいつまで続くかどうかはもう少しといいますか、これからの推移を見ていかなければいかぬというふうに思っております。あくまでもこの制度は自由化による悪影響を緩和する、したがって、通常の状態が発動されないのはおかしいというふうには必ずしも考えない方がいいのではないかとこの点に我々は思っております。

○星野朋市君 現実にはそういうことでございまして結構なことなんですけれども、いずれにしても、子牛の価格が高いということは飼育農家にとつては大変なコスト高になるわけです。ひいては、最終的な肉の価格にそれが反映されるという

ようなことで、実際は余り望ましくはない事態だと思っております。

それで、最後にお願いしたいんでございますけれども、新技術によるいわゆる畜産物の改良、例えばイギリスなんかではクロン牛または双子の牛、こういうものが実験的にできております。日本現状は今いかにがなものでございましょうか。新技術に関する農水省の実態把握、こころを少し詳しくお聞かせいただければありがたいと思っております。

○政府委員(西尾敏彦君) 技術会議の事務局長でございます。

畜産バイオテクに関する御質問でございますので、最近の畜産バイオテクについてお話を申し上げます。

まず、受精卵移植の技術、さらにまたその応用であります双子生産の技術でございますけれども、この技術につきましては、昭和五十年の初めに私どもの畜産試験場において開発された技術でございまして、その後、牛の改良でありますとか増殖でありますとか、さらにまた低コストになつてコストダウン技術であるということで大変有望視されておまして、この技術開発はますます進めておりますし、さらに普及に移つて積極的に努力をしております。

さらにまた、その受精卵移植の技術のためには安い卵が大量にあることが必要でありますので、そういう大量かつ安価な受精卵を得るために屠殺牛、屠殺された牛の卵巣から卵を取り出しましてそれを成熟させ、さらにまた体外受精をする、そういう技術につきましても現在研究を進めているところであります。

さらにもっとまいりますと、その受精卵を、受精卵は二分割、四分割、六分割、こういうふうに分かれていくわけでありまして、例えば十六分割ぐらいの段階でこれをばらばらにいたしまして、それを一匹一匹の牛のおなかの中に入れていく、こういう技術、これが先ほど先生お話がありましたクロン牛の技術でございます。こういう

う技術につきましても私どもの畜産試験場の方で研究を進めておまして、十六個に割つた卵の一つをおなかに入れて受胎をした、現に受胎をしているというのは最近の新聞にも出ているところでございます。そんなことで私も今後ともそういう研究、バイオテクの研究、さらにはまた移植でありますとかそういう新しい研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○星野朋市君 国際的にそれは相当な水準にあると思われませんか。

○政府委員(西尾敏彦君) 国際的に見ましても、私どもの技術はかなり進んでいるというふうには自信を持って言えると思っております。

○星野朋市君 少し時間がございましてけれども、ちょうど五時になりましたので質問を打ち切らしていただきます。

○委員長(仲川幸男君) 本件に対する質疑はこの程度といたします。

○委員長(仲川幸男君) 村沢君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村沢君。

○村沢牧君 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブ、税金党平和の会の各派共同提案に係る畜産物価格及び酪農価格に関する決議案を提出いたします。

畜産物価格及び酪農価格に関する決議案文を朗読いたします。

(案) 我が国農業をめぐる内外の厳しい現状を踏まえ、政府は平成二年度畜産物価格、酪農価格等の決定に当たっては、次の事項の実現に努め畜産業及び畜産物の安定的発展に万遺憾なきを期すべきである。

一 加工原料乳保証価格については、長年にわたり計画生産を実施している酪農経営の安定

と向上に配慮し、生乳の再生産が確保されること等を旨として決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、最近における特定乳製品の需給の動向等を踏まえて決定すること。

二 豚肉・牛肉の安定基準価格については、再生産を確保すること等を旨として決定すること。

三 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の実情、肉用子牛の生産条件等を配慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として決定するとともに、合理化目標価格については、我が国の肉用牛生産の実態等に配慮しつつ、国産牛肉が輸入牛肉に対抗し得るよう決定すること。

また、肉用子牛価格安定基金への加入が促進されるよう指導を強化すること。

四 来年度中に予定される粉乳・れん乳等の基幹的乳製品に関する米国の再協議に当たっては、今後とも国内供給を基本とし、現行輸入数量制限措置を継続する方針を堅持すること。

また、偽装乳製品の輸入の増大、プロセスチーズ等の輸入自由化が生乳の需給及び酪農経営に悪影響を及ぼすことのないよう適切に対処すること。

五 畜産経営の一層の合理化を促進し、経営体質の強化を図るため、肉専用種雌牛の繁殖対策、効率的肥育の促進、経営・財務管理指導等を推進するとともに、固定化負債の解消のための施策の推進を図ること。

六 ゆとりある酪農経営の確立と経営の体質強化に資するため、酪農ヘルパー制度の普及・定着化対策を講ずること。

七 酪農の安定価格については、酪農生産の動向、生乳価格の動向等畜産をめぐる情勢を十分考慮し、畜産の健全な発展に資するよう決定すること。

また、良質な国産の酪及び生乳の安定供給

を図るため、爾糸価格安定制度の適切な運営を期するとともに、生産基盤の強化に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(仲川幸男君) ただいまの村沢君提出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山本農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山本農林水産大臣。

○国務大臣(山本富雄君) ただいまの御決議につきまして、その趣旨に従い、最近の畜産及び蚕糸業をめぐる情勢を踏まえつつ、十分検討してまいる所存でございます。

○委員長(仲川幸男君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、山村振興法の一部を改正する法律案(衆)

山村振興法の一部を改正する法律案

山村振興法の一部を改正する法律

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「又は漁業を営む者」を「若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人」に改め、「その者」の下に「又はその法人」を加え、「農林漁業経営改善計画」を「農林漁業の経営改善又は振興のための計画」に改める。

附則第二項中「昭和七十年三月三十一日」を「平

成七年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。
2 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号の三から第一号の五までの規定中「第六号及び第七号」を「及び第六号」に改める。

別表第二の第六号を削り、同表の第七号中「過疎地域活性化特別措置法」を「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十三条又は過疎地域活性化特別措置法」に改め、同号を同表の第六号とする。

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月二十一日)

一、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は三月二十六日)

一、山村振興法の一部を改正する法律案(衆)